

## 明治中期仙台の魚市場移転計画について

仁昌寺 正 一

### 〈目次〉

はじめに

1. 肴町の魚市場移転計画登場の背景
  - (1) 衛生対策と肴町魚市場
  - (2) 五十集問屋仲間の近代的再編の始動
2. 肴町の魚市場移転計画の展開
  - (1) 魚市場移転計画の顛末
  - (2) 魚市場移転計画中止の原因について

おわりに

【添付資料①】肴町魚市場に関する新聞記事一覧（1879〔明治12〕年～1893〔明治26〕年）

【添付資料②】『奥羽日日新聞』社説（「仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促かす」、同紙の1887〔明治20〕年7月15日、7月16日、7月17日、7月19日に連載）。

【添付資料③】「安永六年仲間申合達書」（仙台市博物館所蔵、三原良吉コレクション）

### はじめに

本稿の課題は、明治中期に登場した仙台の魚市場移転計画を取り上げ、同計画の登場の背景や登場後の経緯等の検討作業を通して、同計画が仙台の生鮮食料品市場流通の近代化過程において如何なる意味を有していたかを明らかにすることである。

日本の生鮮食料品市場流通の近代史に関する研究は、かつては経済史や資本主義発達史などの分野で「『暗黒大陸の中核』の名をほしいままにしている」<sup>1)</sup>とまでいわれたものの、近年においては優れた成果が相次いで登場している<sup>2)</sup>。しかし、それらの研究を一瞥してみると、①人口集

1) 中村勝『近代市場制度成立史論』（多賀出版、1981年）、iiページ。

2) その代表的なものが、山田雅彦・原田政美・廣田誠編『市場と流通の社会史』全3巻（Ⅰ『伝統ヨーロッパとその周辺の市場の歴史』〔2010年12月〕、Ⅱ『日本とアジアの市場の歴史』〔2012年9月〕、Ⅲ『近代日本の交通と流通・市場』〔2011年11月〕、いずれも清文堂）である。また、それに先立って2010年から2011年にかけて刊行された原田政美編『近代日本「市場」関係資料集』全8巻（第1巻・魚市場法案関係資料①、第2巻・魚市場法案関係資料②、第3巻・公設小売市場関係資料①、第4巻・公設小売市場関係資料②、第5巻・公設小売市場関係資料③、第6巻・中央卸売市場法関係資料①、第7巻・中

中が顕著で住民への生鮮食料品供給問題が極度に深刻化した6大都市（東京市、横浜市、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市）を対象とした分析に主力が注がれ、それ以外の都市、とくに地方都市に関する研究が少ないこと、②地方都市がとりあげられる場合でも通史的研究が乏しいこと、といった特徴を持っているように思われる。

そこで、筆者は、このような研究を一步でも前進させるべく、東北地方の中心的都市である仙台市を対象にして、生鮮食料品市場流通の近代化過程に関する通史的研究を行いたいと考えている<sup>3)</sup>。

本稿では、このような研究の一環として、明治中期の仙台の魚市場移転計画を取り上げる。この時期の生鮮食料品市場流通の近代化過程の特徴がみてとれる好例の一つと判断したからである<sup>4)</sup>。とはいえ、この計画に関しては、知見の限り、明治版の『仙台市史』に、

海産物市場は仙台市の中央肴町にあり、五十集市（或は魚市）と云う。開府以来継続、今日に至る（開府当時は唯8軒の間屋なりしが、元禄の頃には七十九軒となれり、市制の始め北目町通に移転の説ありしも果さず）。近海各浜より日々出荷頗る多く、市内魚商、早天、市場に出て、鮮魚、乾肴を糶売し、以て急速、全市の顧客に鬻ぐ。其の間屋、十数軒、両側に並列して人馬絡駈、荷物の輻輳すること他に其比を見ざるの殷賑を極む<sup>5)</sup>（下線は引用者による）

中央卸売市場法関係資料②、第8巻・府県市場取締規則関係資料、いずれも不二出版）も、これまでの生鮮食料品市場流通史研究の蓄積を象徴的に示したものといつてよいであろう。

- 3) このような関心に基づいてこれまで筆者が発表した論稿は、次の通りである。「株式会社仙台魚市場設立時の一つの紛争」（中村勝編『市と糶』、中央印刷出版部、1999年8月）、「市場」（『仙台市史資料編6 近代現代2 産業経済』Ⅳ、仙台市、2001年9月）、「市場（いちば）」（『近現代仙台の経済と市民生活〔平成13年度東北学院大学経済学部公開講義〕』、東北学院大学経済学部・高等教育ネットワーク仙台、2001年12月）、「『宮城県食品市場規則』公布下の仙台市の青物市場（『市場史研究』第22号、市場史研究会、2002年11月）」、「研究ノート 昭和初期仙台市の魚市場再編題一『宮城県食品市場規則』の公布（昭和3年）をめぐって一」（『東北学院大学論集経済学』第153号、東北学院大学学術研究会、2003年9月）、「『地方税規則』公布下の青物市場の紛争」（『市史せんだい』Vol.14、仙台市、2004年7月）、「昭和初期仙台市中央卸売市場開設計画の始動—資料的考察—」（『わが国における卸売市場の形成と展開に関する研究』平成14年度～16年度、科学研究費補助金研究・基盤研究（B）一般・研究成果報告書、研究代表者・岩本由輝、2005年3月）、「仙台市と宮城県七北田村荒巻・北根の合併」（『市史せんだい』Vol.15、仙台市、2005年9月）、「明治20年代の仙台市における青物市場の再編—新聞記事を主な史料として—」（『市場史研究』26号、市場史研究会、2006年12月）、「研究ノート 明治20年代仙台の青物市場の再編過程—『小西家文書』による検討を中心に—」（『東北学院大学経済学論集』第169号、東北学院大学学術研究会、2009年1月）、「資料 昭和30年代の青物市場の『紛擾』」（『東北産業経済研究所紀』第29号、東北学院大学東北産業経済研究所、2010年3月）、「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（『東北産業経済研究所紀要』第30号、東北学院大学東北産業経済研究所、2011年3月）、「市場」（『仙台市史 通史編8 現代1』第四章第四節、仙台市、2001年9月）、「昭和戦前期仙台市中央卸売市場開設計画の展開」（『東北産業経済研究所紀要』第32号（東北学院大学東北産業経済研究所、2013年3月）。
- 4) この頃の日本の生鮮食料品市場流通に関する研究は他の時期に比べればかなり遅れているようである。そのことについては、原田政美も「日本の卸売市場制度の歴史研究において、明治期の研究は比較的その蓄積の少ない時代となっている。その理由の一つとして、当該期の記録史料の残存状況が他の時期と比較して少ないことがあげられる。しかし、この時期の記録を意識的に探索し研究を進めようとする姿勢も弱いように思われる」と述べている（原田政美「明治中期魚市場における競争と独占、及びその組織化—福井県武生町の魚市場を事例にして—」、『同志社商学』第56巻5・6号、2005年3月、786ページ）。そうしたなかでは、ここでとりあげる事例はこの時期の研究を深めるためにながしか役立つかもしれない。
- 5) 『仙台市史』（仙台市役所編纂、1906〔明治41〕年8月）、872ページ。なお、とくに断らないかぎり、

というかたちで断片的に記述されているだけである<sup>6)</sup>。そこでここでは、当時の仙台で発行されていた新聞（『仙台日日新聞』、『陸羽日日新聞』、『奥羽日日新聞』、『宮城日報』、『東北日報』、『東北新聞』、『東北毎日新聞』など）に依拠して、上記の課題に接近してみたい。それらの新聞には、移転計画も含めて肴町魚市場に関する記事がかなり掲載されているからである<sup>7)</sup>。

以下の展開は次の通りである。まず1では、1887（明治20）年7月に仙台区肴町の魚市場移転計画が登場した背景に関する検討を行う。とりわけ（1）では、その計画が、①コレラの流行に伴う衛生対策の強化、②日本鉄道東北線上野～仙台・塩竈間の鉄道敷設とそれに伴う仙台停車場の建設に伴う仙台の都市整備の推進、という二つの理由によって登場してきたことを明らかにする。

（2）では、その計画には、五十集問屋仲間の近代的再編の取り組みを継承・発展させようとする意図も盛り込まれていたことを明らかにする。次に2においては、（1）で、魚市場移転計画の1887（明治20）年7月の登場から1892（明治25）年6月の中止決定までの顛末を辿ってみる。また（2）では、この移転計画が中止になった原因について若干の検討を行う。

## 1. 肴町の魚市場移転計画登場の背景

### （1）衛生対策と肴町魚市場

#### （i）『奥羽日日新聞』の社説にみる肴町魚市場移転の理由・事情

ではまず、仙台区の肴町にあった魚市場の移転計画が、どのような背景から登場してきたのかをみてみよう<sup>8)</sup>。

以下の引用文中の下線は引用者によるものとする。

6) このことについては、その後刊行された『仙台市史2 本篇2』にも、

「魚市場は市内中央肴町にあり、五十集とも称し明治二十年頃北目町に移転の議の出たこともあったが沙汰止みとなり、連綿として昭和二十年の戦災時に及んだ。元は問屋十数軒を並べ、近海各漁場よりの出荷の人馬絡駅、魚荷輻輳して殷賑を極めた。市内小売魚商人は、ここで鮮魚乾肴を糶買して一般市民に供給した」（『仙台市史2 本篇2』、仙台市、1955年3月、460ページ）

という記述がある。しかし、これは、明治版『仙台市史』に記述されている「市制の始め」を「明治二十年頃」と書き直しているにすぎず、新たな史実は何らつけ加えられていない。

7) 参考までに、筆者が収集した肴町魚市場に関する記事を添付資料①として巻末に掲げておくことにする。

8) 後述のように、肴町（さかなまち）は、仙台開府当初から、伊達氏に米沢・岩出山・仙台と御供をしてきた御譜代町として、鮮魚・塩魚・干魚などの五十集物の「御日市」（一定の期間中の市の独占的開催権）や「一町株」（独占的販売権）といった商業特権を与えられていた。また、城中に五十集物を届けるための御日肴所も設置されていた。そのほか、藩政中には若干の変化があったが、十数軒の五十集問屋、数軒の肴宿もあった。町民数は不明であるが、職人数では、1807（文化4）年には73人おり、25町の中では最大であった（『仙台市史 通史編5 近世3』、仙台市、2004年3月、263ページ）。商業特権がなくなった明治維新後も毎日、市が立ち、五十集物を仕入れにくる人々などで賑わっていた。庄子輝光編『仙台案内』（昭和23年5月）は、このような肴町の様子を、「魚市は肴町にあり、朝市なり、昼市なり、夕市あり、近きは宮城、名取の各浜より、遠きは牡鹿、桃生、本吉の各浜に至るまで其漁魚は即ち必ず之を肴町に輸入して問屋に糶売りをなす、釣取あり、帳付あり、喧声轟々と殆んど鬭争に均しく大量の時々は街中、魚の山を築き熱沓言う可からざるの有様あり」（同書下巻、6ページ）と描写している。

仙台区肴町の魚市場の移転に関しては、1887（明治20）年の7月15日・16日・17日・19日の4回にわたって『奥羽日日新聞』に「仙台区肴町移転計画を賛成し該有志者の為めに世論の助力を促かす」という見出しの長文の社説が掲載された。この社説は、「今日こそ正に移転計画を実施し魚市場の規模を一新するの機会なりとの趣意を述べ、以て肴町有志諸氏の区民衛生に対する義務心に訴へ、亦た当局諸氏の利害上に訴へたるもの」<sup>9)</sup>と述べているように、「仙台区肴町の有志諸氏」から提案されていた魚市場移転計画に対して賛成の意見を開陳し、それへの支持を広げようとするねらいをもったものであった<sup>10)</sup>。

この社説は、冒頭で、仙台区の市街地整備（「市区の改良」ということばで表現されている）の方針が、かつての藩政期とは大きく異なっていると主張している。すなわち、藩政期においては「城郭の爲めとあれば市街の全体を挙て城郭の犠牲となすを拒むこと能はざりし」という方針で行われていたが、今日では「むしろ市街全体の爲めには遂に其一部分を犠牲となすも止むを得ざる」という方針で行われなければならないという<sup>11)</sup>。

では、今日の仙台区の「市街全体」のために適切な整備とは如何なるものなのか。この点について、この社説は、日本鉄道東北線上野～仙台・塩竈間の鉄道敷設とそれに伴う仙台駐車場の建設によって「一定の尺度標準」が新たに設定されたと主張している<sup>12)</sup>。その部分は次のとおりである。

今日に至りては永遠の市勢も稍や一定の方向に向ひ各個人の心中も既に想像疑惑の境界を脱するに至りたりと云ふは蓋し他にあらず東京と仙台間の鉄道布設は其落成も近きにある可く、従て昨年来区民諸氏の苦心せし鉄道駐車場の位置も愈々確定して市民の覚悟も爰に定まりたるの一事なりとす、……（中略）……全体の市勢は自ら停車場の方角に移る可きものなりと云ふにあり、我輩は東京、仙台間の鉄道を見て独り仙台区大体の運命を一定するのみならず、又其停車場を以て市勢の中心を一定し市区の改良を謀るにも人の心中に一定の尺度標準を与ひたるものなりと云はんとするなり<sup>13)</sup>

では、このような市街整備の新たな基本の方針を実施するにあたっては如何なる具体的施策が

9) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月19日。

10) この社説も、後学のために役立つ可能性があるかと判断し、添付資料②として全文を巻末に載せておくことにする。

11) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月15日。ここで「市区の改良」といったことばを使用しているのは、当時東京市で取り組まれていた「市区改正」（都市計画）の影響とはいえないだろうか。ちなみに、1887（明治20）年10月12日の『奥羽日日新聞』の記事は、「市区改正」という見出しで、仙台区でも、「従来の市区は繁昌の度を増せる毎に勝手に家居を構ひ、道路の如きは家を為せる後より付けしものなれば、非常防御の策は勿論衛生上、商業上の不便は一方ならず」と報じ、市区改正を必要とする動きがあることを紹介している。

12) 日本鉄道上野～仙台・塩竈間の鉄道敷設とそれに伴う仙台駐車場の建設の経緯については、さしあたり、『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2012年）192ページ、及び『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』（仙台市、1999年3月）84-94ページを参照されたい。

13) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月15日。

必要とされるのか。この点について、この社説は、①常盤丁にあった遊郭<sup>14)</sup>、②肴町にあった魚市場、③片平丁にあった監獄署<sup>15)</sup>、の三つの施設を郊外に移転させるべきだと主張する（この三つの施設の位置については、図-1参照）。極めて大胆な主張であるが、その理由については次のようにいう。

此際に当りて我輩が先づ第一に主張せんとするものは、曰く今の遊郭を今の場所より他所より移転せしめざる可からず、曰く今の肴町を今の場所より他所に移転せざる可からず、曰く今の仙台監獄を移して他所に建築せざる可からずとの此三ヶ條にして此三者を他に移転せしめ、成る可く尋常の市街に接近せしむる可からずと言うの一段に至ては人も我も共に同感なりとて必らず異論なきを信ずるものなり、蓋し遊郭の市街に接近せるは人心の風儀を害し、魚市場の市街内に介立せるは一般の衛生を害し、今の監獄は其位地罪囚を置くの場所にあら

- 14) 遊郭（遊女屋）は、藩政期前期に土風の退廃を招くという理由で撤廃された（『仙台市史 通史編4 近世2』、仙台市、2005年2月、358ページ）。しかし、1869（明治2）年に、戊辰戦争後に来仙した官軍の要求によって、国分町に20数軒が生まれた（小林清治『仙台の歴史』、仙台市役所刊行、1949年5月、195ページ）。官許というかたちをとっていた。1878（明治11）年には、これらはすべてが広瀬河畔の常盤丁（現在の仙台市民会館があるあたり）に移された。明治10年代中ごろには、常盤丁には150人前後の娼妓がいて繁昌していたという（『仙台市史 通史編6 近代1』、仙台市、2008年3月、455ページ）。しかしここは、広瀬川を隔てて鎮台の兵舎があったことから、兵士の士気に影響するとの苦情から、1894（明治27）年に小田原屋敷に移っていった。なお、明治20年9月30日の『奥羽日日新聞』は、「遊廓の位地は如何にする都合なるか」という見出しの社説を掲載しているが、その中では「今日の遊廓を見れば区内一等の位地に在りて広瀬川の清流を帯び川の対岸には鎮台本営を控ひ」という関係もあることから、「我輩の眼には彼の遊廓接近こそ土地の風俗を紊乱する禍の根源として疑はざる所なり」といった主張が行われている。やはり、「人心の風儀を害する」という批判には、とくに兵士に悪影響を及ぼすことが想定されていたようである。なお、これらのことについては、田村昭編著『仙台花街繁昌記一遊廓資料として一』（仙台・宝文堂、1974年7月）でも言及されている。
- 15) 監獄署の正式名称や設立年についてはさまざまな解釈があるようである。『目で見る仙台の歴史』（1979年12月、宝文堂）には、「宮城県監獄署」の写真が掲載され、「片平丁の袋町と弾正横町との敷地として明治12年設置、この年12月陸奥宗光が国事犯として山形監獄からここに移された。高い黒板塀とカラタチ垣が印象深い。現在東北大生物学と岩石地質学教室、金研が立っている」（119ページ）と記述されている。しかし、『仙台市史1 本篇1』（仙台市、1954年3月）では、「監獄本署は片平丁の藩政期の牢をこれに附属させたものであり、明治十四年三月独立して監獄署と称し、十五年八月監獄本署と称したがその後廃せられた」（533ページ）と記述されている。さらに、柴修也『西南戦争余話』（1990年10月）では、「宮城県監獄署」として「明治4年伊達牢舎より引継ぎ囚獄と改称、同5年宮城県監獄署と称した。同6年6月、改定律例が発布となり、懲役刑の一般採用をみることになった。ここに於いて各地の懲役場の設備は拡張されることになったのであるが、当時の獄舎は、藩政時代の牢を殆んどそのまま模倣した陰惨なもので獄中には一般囚徒300名程収容されており、終始獄内では囚徒同士の喧嘩が絶えず、殺人・強盗等を犯した重罪囚が看守の隙を窺ってはしばしば脱獄を企てる」といった調子で誠に物然千万な時期であった」（21ページ）と記述されている。このように、正式名称や設立年については、いくつかの文献の記述にはかなり大きな違いがみられる。また、この監獄署の場所が片平丁のどこにあったのかという点についても、必ずしも明確な説明がなされているわけではない。『絵図・地図で見る仙台 第二輯』（宮城県地理課、2005年）に収録されている「宮城県仙台全図（明治十三年）」をみると、東北大学の敷地内の一部（現在、いくつかの研究所があるあたり）には「監獄署」があり、道路を越えて広瀬川方面に下ったところ（現在の片平コミュニティセンターのあるあたり）には「囚獄所」があったことになっている。これはどのように理解すべきであろうか。前者が行政事務を担当する役所であり、後者がその下にある囚人（国事犯）たちの作業所であったとも考えられよう。いずれにしても、今後もう少し検討してみる必要があるように思われる。



図-1 仙台区における諸施設の位置 (1880 [明治13] 年)

資料：「宮城県仙台区全図 (明治十三年)」(吉岡一男ほか六名編『絵図・地図で見る仙台・第二輯』、今野印刷株式会社、2005年4月)に加筆。

ず、其市街に接近せるは非常の爲めにも市民の感覚風儀の爲めにも仙台一区の觀望の爲めにも弊害の尠少ならざるは少しく考あるもの常<sup>に</sup>に注目する所なる可し<sup>16)</sup>

このように、仙台区民の衛生を害するものとされた肴町の魚市場は、罪人を置く場所としてふさわしくないとされた片平丁の監獄署、人心の風儀を害するものとされた常盤丁の遊郭とともに、市街地から郊外へ移転すべきとされたのである。

そして、この社説は、この三つの施設の中では、肴町の魚市場が最初に移転すべきであると主張している。その理由は、他の2つの施設と比較して移転費用が少ないと予想されることもあるが<sup>17)</sup>、何よりも肴町魚市場とその周辺が「悪疫」の「猖獗<sup>しょうけつ</sup>」となる恐れがあること、つまり集団伝染病流行の拠点となる可能性が大きいことにあるとされた。このことについて、同社説は次のように述べている。

魚類なるものは最も腐敗し易くして亦た之を取扱ふの場所は何様に注意するも他の商売に比すれば自ら不潔を免れずして、其不潔の爲めに衛生上の害を蒙ること営業者自身に止まらずして、遂には広く営業外の一般に向て衛生上不測の害を及ぼすことある可きを恐るゝが爲めなり、現に今の肴町に至りて見るも夏季炎暑の際に至れば魚問屋所在の場所には常に一種の臭気を存して平素其臭気に慣れざるものが偶ま通行することあれば爲めに忽ち頭痛を覚ひ嘔気を感じざるなし、特に其位地は仙台区中にも最も人口稠密の場所に介立して四面屏塞絶て空気の流通を媒介するものなく鬱滞せる臭気と腐敗の泥汁は蛆蠅を生育せしめ加之ならず、一步を進めて横町の魚焼場を見れば街幅の狹隘なる不潔の極まれる臭気の甚しき魚市場の比にあらず、毎軒数千、若しくは数百の魚類を堆積して片端より焼くものなれば其中には將に腐敗せんとするの魚類もあるべし、或は既に腐敗しつつあるの魚類なしとも保証し難き其實際を目撃するに至ては如何なる魚肉の嗜好家と雖も再び魚類を味いんと念は断絶することなるべし、されども平素無事の時節なれば不潔は不潔として強て傍より意に介することなしとするも若し一旦悪疫等の流行に際し此等の市街より患者を現出するか、又は他より伝播して此等の市街に侵入することあれば凡そ悪疫の猖獗を助くるに今の肴町ほど適當の場所はない可し、一度び今の肴町に伝播の勢を遑うするも今日の場所にては之を他街と隔離するに最も困難を極むるのみならず、殆んど手を拱して其蔓延に任せざるを得ざる可きなり、今の肴町を永久今の場所に置くは区民与論の願ふ所にあらざる可し、仮設いと論は黙して敢て故障を称ふることなしとするも衛生管理の爲めに黙するを得ざる所なる可し、右の理由より考ふるも今の肴町は他に適當の場所を撰びて之に移転するの計を為さざる可からず、其計画者

16) 『奥羽日日新聞』1887(明治20)年7月16日。

17) これについては、「肴町の移転計画に至ては他の二者に比すれば費用の点より見るも業体の点より見るも稍や軽易なるものと云はざる可からず、何となれば第一今の肴町に於ける魚問屋営業者なるものは戸数の多からざること、第二其業体は資本を要せざる」(『奥羽日日新聞』1887(明治20)年7月17日)と記述されている。

たる有志諸氏に於ては区民一般に対するの義務としても其奮発を躊躇延引に付するが如きことなきは我輩の厚き信じて疑はざる所なり<sup>18)</sup>

このように、この社説は、衛生対策上、すぐにも肴町魚市場を移転させるべきであると主張している<sup>19)</sup>。

ところで、衛生対策を強化するために魚市場を移転させるということは、この社説の執筆者が、「不潔の害」を及ぼす主な原因を、「蛆蠅を生育せしめ」る「泥汁」の滞留する「溝渠」（下水道）の不整備であるとみなしていたからである。このことについては、確かにこの社説執筆者の認識のとおりであることは、『仙台市下水道誌』が「明治十年頃、宮城県直轄工事として、市内元櫓丁より立町、肴町、大町を経て本荒町に至る街路の中央に、木製の暗渠を敷設し之が疏通を図りたるも規模縮小なりし為、奏功さして大ならず、且年を経るとともに漸次朽腐して其の用を失ひ、汚水は益々溜溜し、衛生上の危害忍ぶ能はざるのみならず、腸膾扶斯其他の伝染病は四時絶ゆるなき悲況を呈したる」<sup>20)</sup>と記述していることから裏付けられよう。明治10年頃から行われた肴町周辺の溝渠整備事業はほとんど成果をあげるに至っていなかったのである。それゆえ、このような状況を打開するためにも、十分な溝渠整備を行える環境を有する場所に肴町の魚市場を移転させるべきだと考えたわけである。

それでは、肴町の魚市場はどのような場所に移転したらよいというのであろうか。それについては、この社説は、「現在の肴町よりは便利な場所にして然かも尋常市街の雑踏外に独立して一廓を形作るに適當の場所は決して少なからざるを保證するものなり」<sup>21)</sup>として、つまり郊外には移転に適當な場所はいくらかでもあるとして、特定の場所をあげていない。

以上、『奥羽日日新聞』の社説の言わんとすること紹介してみた。要するに、日本鉄道東北線 上野～仙台・塩竈間の鉄道敷設とそれに伴う仙台駐車場の建設という好機が到来した仙台区において、衛生問題を解決した清潔な街づくりを行っていくためにも肴町魚市場の移転が急務だと考えたのである。

18) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月16日。

19) 仙台区民の衛生対策のためには魚市場の移転が必要だという主張は、他のところでも繰り返さされている。しかも、それは、自分一人だけの考えではない、区民の考えも自分と同じだということかたちで主張されている。たとえば、次のとおりである。

「区民衛生の一点より今の肴町は適當の場所にあらず、通常夏候の衛生上よりなるも病毒の種を潜伏せしめ特に不幸にして悪疫流行の時に会することもあらは先づ第一に蔓延流毒の恐れは今の肴町なるべしとは独り我輩一己の私見にあらず、一般の公衆に糺すも衛生管理の当局者に尋ぬるも我輩と同一も見なる可きは厚く有志諸君に向て保証せんとするものなり、即ち衛生を重んずるは今日の時勢にして此風潮に従て今の肴町を衛生の爲めに不適當なりとして之を避くるの情は区民一般の与論と云ふも□□不□□かる可し、されども今の肴町を棄て、他所に移転したらば諸氏の爲めに利なる可きや不利なる可きや我輩が吟味す可き結局の要点なれども是れ亦た我輩は諸氏の爲めに不利なる可しと信ぜざるなり（『奥羽日日新聞』1887（明治20）7月17日）。なお、□は判読不可能な文字である。以下も同じ。

20) 『仙台市下水道誌』（仙台市、1937年7月）、10ページ。

21) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月19日。

(ii) 『宮城日報』への投書にみるコレラと肴町魚市場の関係

ところで、上の社説で明言してはいないが、「悪疫」というのはコレラのことにはほかならない。消化器系伝染病の中では死亡率が高く、病状の進行が早いところから「コロリ」と呼ばれ恐れられたコレラは、日本では、幕末の1858（安政5）年にも大流行し、江戸だけでも死者10万人余を数えることとなった。近代に入っても、国際化や都市化の進展などに伴い、全国各地で頻繁に猛威を奮い、1877（明治10）年から1886（明治19）年までの10年間だけでも、患者数41万1,273人、その中の死者数27万3,312人という惨禍となった<sup>22)</sup>。

宮城県におけるコレラの流行は、明治10年代においては、1879（明治12）年、1882（明治15）年、1886（明治19）年においてみられた。このうち、1879年には、9月14日に栗原郡若柳村でコレラ病患者が発見され、その後、同郡の大岡村、沢辺村、大堤村へと広がっていった。やがて同年10月15日には登米郡田沼でも患者が見つかったが、それ以降は終息に向かった。このときの患者数は91名、うち死者数は44名であった。1882年には、7月19日に亙理郡荒浜で漁民が発病し、21日には仙台区にも伝染し、やがて県内全域に拡大していった。12月3日の終息まで、患者数が3,977人、その内の死者数が2,361人にも達した。1886年には、9月16日に宮城郡塩竈村で発生し、10月中旬までに140名もの死亡者を出すに至った。また、このときは、宮城県内各地にも波及し、最終的には患者数が1,320名、そのうち死亡者が878名にも達した<sup>23)</sup>。

このような状況下、仙台区においては、腐敗しやすい生魚を扱っているにもかかわらず、それを処理する溝渠（下水道）の整備が遅れていた肴町魚市場に対しては、早くからコレラの感染源であるという声が少なくなかった。そのことを示唆しているのが、1880（明治13）年7月6日の『宮城日報』に掲載された「肴町連中ハ虎列刺ヲ好ムカ」という題の投書である。長文になるが、ここで引用しておく。

投書

○肴町連中ハ虎列刺ヲ好ムカ 大町 潔

梅雨漸ク晴テ臭腐燐テ吐キ榴花正ニ落テ蝸蟬熱ヲ報ジ、例ノ虎列刺病ノ病ノ将ニ發泄セントスルノ期ニ近ツキタレハ吾カ県庁ハ早クモ之カ予防ニ汲々トシテ番区ノ悪水ヲ除去セラレンカ為メ細横丁ヨリ肴町ヲ経、三丁目横丁ニ至ルノ間、深サ六尺、幅四尺余ノ溝渠ヲ疎通シ、

22) この数字は、立川昭二『病気の社会史—文明に探る原因—』（岩波書店、2007年4月）の202ページの表から計算した。なお、同書は、同書の明治期における日本のコレラの流行の背景について、次のように記述している。「これまで鎖国と封建の惰眠をむさぼっていた日本は、明治維新を迎え、内外から大きくゆさぶられる。人や物が激しく移動し、新しい産業の波が人びとの生活を変えていく。うちつづく内戦と対外出兵、荒廃していく農村、貧民の蝸集する都市。それに文明開化とはいえ、環境衛生といえば江戸時代そのまま、上下水道もほとんどなく、電灯がつき汽車が動いても、飲み水は黴菌だらけ、し尿はされ流し一。伝染病がこの明治日本に蔓延しない道理はない。まず消化器系伝染病が無人の野を行くがごとく暴れまわる。とりわけ、世界の近代化の波にのって世界旅行をくりかえしているコレラが、なりふりかまわず近代化を急ぐ日本を、絶好の餌食にしないはずがない」（同書、203ページ）と。首肯するところが多い。

23) 『宮城県医師会史（医療編）』（宮城県医師会、1975年9月）、434-514ページ。

之ヲ埋樋ニセラントセシニヨリ、吾カ県庁ニ於テ肴町組長鎌田三郎右衛門ヲ出頭セシメ、該市民ニ此事ヲ承服サセ、疾カニ溝渠修繕ニトリカカラセンコトヲ之レ勉メヨトノ説論アリタルニヨリ鎌田氏ハ該市民ニ向イ慈母ノ小児ヲ論スガ如ク縷々之ヲ説論セラレントレドモ、該市民ハ馬耳風ニ之ヲ聴過シ、ヲイ吉公何ノ修繕モアルモノカ、ヲイ熊ヤ何ノ虎列刺ヲ畏ルモノカ、溝渠ニ金錢ヲ埋メンヨリ我カ御腹ノ水神ニ酒錢ヲ献スルノ良策ニ如カズト言ハヌバカリノ状況ニ兎テモ此溝渠修繕ノ事ヲ承服セザレハ、鎌田氏ハ此事ヲ県庁ニ上陳シタルハ県庁ニテハ不得已肴町ヲ除キ速カニ溝渠疎通ノ事ニ着手セラレタルニ、鎌田三郎右衛門、高橋金兵衛ノ二氏深ク之ヲ憂イ各五十金宛ヲ出シ之ヲ悪水抜き費用ノ中ニ加エラレ、肴町ノ溝渠ヲモ幾分か修繕アリタシト之ヲ県庁ニ出願シタルニ、速ニ可アリテ該町ノ溝渠ヲモ修繕ナルコトニ相ナリタリ

余輩ハ此事ヲ聞キ、鎌田、高橋二氏ノ美行ヲ賞賛シ、併セテ該市民ノ我利的慾奴ヲ嫌悪セズンバアラザリナリ、肴ヨ、肴町ハ仙台区中臭腐ノ集ル所ニシテ人家尤も稠密ノ場所ニアラザル乎、又、悪水輻湊ノ場所ニアラザルナリ乎、臭腐ノ最モ集ル所ナリ、悪水ノ四方ヨリ湊ル所ナリ、虎列刺ノ早ク来ラントスルノ場所柄ナリ、此場所ニアル人民ナラバ、何分清潔ヲ好ンデ之ヲ為スベキニ、却テ他人ノ注意ヲ拒ンデ汚穢ナル臭悪ナル場所ニ棲息スルヲ甘ンズルトハ偕々困リ果テタル我利の人民ニシテ虎列刺ノ為メニ先導セントスルノ人民ニアラズヤ然ルニ、鎌田、高橋ノ二氏アリテ今般溝渠修繕ニ出金シタルハ最モ賞嘆スベキノ事ニシテ、之ヲ該市民ニ取りテハ餓鬼ノ如来ニ於ケルガ如キモノニシテ如シ、此二氏ノナクッタナラ直チニ此地ノ追イ出サレ、益々汚穢ノ地ニ陥リテ糞虫ト共ニ腐敗スルモ測ルベカラズ、噫我利的慾奴少カ汚穢ノ避クベキコトヲ知ル性命ノ貴キコトヲ知レ、虎列刺ノ畏ルベキコトヲ知レ、臭腐ノ世人ニ嫌ハルルコトヲ知レ、臭イ者ハ身知ラズトハ、ソレ肴町人民ヲ言ウカ<sup>24)</sup>

これによれば、次のような経緯があったことがわかる。

コレラの発生する時期に近づいてきたので、宮城県が、その予防措置として肴町周辺に「悪水除去」のための「溝渠」（下水道）の建設を行おうとした<sup>25)</sup>。というのも、仙台区の中でも人口密集地である肴町は、「悪水輻湊ノ場所」・「臭腐ノ最モ集ル所」であり、したがって「虎列刺ノ早ク来ラントスルノ場所」であるからである。にもかかわらず、肴町の住民たちが溝渠の建設に反対したため、やむをえず宮城県は肴町周辺を除いて溝渠の建設を行うことになった。しかし、このような状況になったことを憂えた肴町の間屋の鎌田三郎右衛門・高橋金兵衛が、宮城県庁に金

24) 『宮城日報』1880(明治13)年7月6日。

25) この溝渠の建設工事が、『仙台市下水道誌』が記述している前述の「明治十年頃、宮城県直轄工事として、市内元樽丁より立町、肴町、大町を経て本荒町に至る街路の中央に、木製の暗渠を敷設し之が疏通を図りたる」工事なのであろうか。なお、青木大輔「衛生史」(『宮城県史 6 厚生』、宮城県、1960年7月、139-140ページ)によれば、1879年末から1880年にかけては、宮城県の衛生行政の体制が整備された。このなかで1880年1月には衛生課が設置され、衛生委員が置かれることになった。この方面からも、衛生対策が強化されることになったのである。

50円ずつ寄付して肴町の溝渠の建設も行ってもらうことになったという<sup>26)</sup>。

そして、「大町潔」なる人物は、このような経緯のなかで鎌田三郎右衛門や高橋金兵衛の行動は「美挙」であるが、溝渠建設を拒否した「肴町人民」は「我利的慾奴」にすぎないと述べている。そして、この人民に「性命ノ貴キコトヲ知レ、虎列刺ノ畏ルベキコトヲ知レ」という怒りのことばを投げかけている。

この投書からは、仙台区民が肴町魚市場に対してどのような印象をもっていたかをうかがい知ることができる。区民は、仙台区ではまだコレラが本格的に流行していなかったこの段階でも、肴町魚市場をコレラの伝染源としてみなしていたといえる<sup>27)</sup>。

さて、これ以降、この新聞記事のほかには、肴町魚市場をコレラの伝染源とみなして批判するような新聞記事はみられない。

コレラが全県下に流行した1882(明治15)年以降になると、肴町魚市場にとっては、気仙沼方面、石巻方面、塩竈方面などの漁業地からの五十集物の入荷を確保しうるか大きな問題となってくる。例えば、1882年9月2日の『陸羽日日新聞』には、「岩手県気仙郡近傍ハ近頃鮪の大漁打続き一日四、五千本宛の取揚りなるもコレラ病のため生鮪ハ一尾も捌けぬ」ことになったことが報じられているが、このような場合には肴町魚市場には気仙沼方面からの入荷は見込めなくなるからである。

また、1886(明治19)年のコレラ流行時には、最大の入荷先である塩竈方面からの入荷を全面的に停止する措置がとられている。その際の同年9月21日の『奥羽日日新聞』に掲載された広告は次のとおりである。

#### 広告

各位御案内乃通塩釜地方コレラ病流行ニ付テハ同所ヨリ相廻リ候魚類ハ当町ニ於ハ一切荷受  
販売不候、尤□代蒲生駅ヨリ相廻リ候様島浜へ報知仕候間此段諸君為御安心御報知仕候也

九月二十日

肴町五十集問屋

只 野 小右衛門

同 永 野 新 作

26) ちなみに、「明治十二年十月ヨリ十二月マテ虎列刺病豫防費ヲ差出シタル者賞與施行済 宮城県」(宮城県公文書館所蔵)という文書には、明治12年10月に、鎌田三郎右衛門と高橋金兵衛の2人が宮城県庁にそれぞれ「金拾五円」、「総計三十円」を寄付したことになる。本文中に引用した新聞記事と見比べてみると、金額は異なっているものの、両氏がこのような行動をとったことは確かであろう。

27) とはいえ、この段階では、コレラに対しては適切な対応がなされていなかった。たとえば、1880(明治13)年の『奥羽日日新聞』には「真症虎烈刺病」と題する社説が掲載されているが、このなかで、社説執筆者は、コレラ病(真症虎烈刺病)の蔓延を防止できない理由として、①人々が、神仏に祈るなど根拠のない方法で病気を治癒させようとしていること、②「寂寞無人ノ地ニ駆逐セラル、」ことをおそれ、病気であることを隠そうとする事態が見受けられること、③人々の中に、家の名が汚れることを恐れて「真症ノ虎烈刺病ト言フコトヲ知り乍ラ之レヲ隠シ之レヲ蔽」ってしまう者がいること、④「官吏ヤ医者」が、「其県内ニ蔓延スル無キハ其県ノ好面目トシ真症ノ虎烈刺病ニ罹リタル者アルモ秘シテ之レヲ真症ニ非ス」とすること、をあげている。コレラそのものに対する認識はあるものの、具体的な治療法が判明していなかった当時において、人々の対応がいかなるものであったのかがみてとれよう。

同 福 島 庄五郎  
 同 高 橋 愛 蔵  
 同 佐々木 久米吉  
 同 鎌 田 三郎右衛門

これらはほんの一例にすぎないが<sup>28)</sup>、明治10年代において仙台区肴町の魚市場関係者も、コレラの流行を極度に恐れていたことがみてとれよう。

## (2) 五十集問屋仲間の近代的再編の始動

この魚市場移転計画には、もう一つのねらいがあったように思われる。藩政期以降の五十集問屋仲間による五十集物流通者の管理・運営体制を、日本鉄道東北線上野—仙台・塩竈間の鉄道敷設とそれに伴う仙台停車場の建設にあわせて抜本的に刷新しようとするねらいである。ここでは、これに関連するいくつかの動きを紹介する。

### (i) 藩政期の肴町の魚市場と五十集問屋仲間

まず、やや遠回りになるが、藩政期の肴町と五十集問屋仲間の様子についてみておこう。

周知のように、肴町は、伊達家が米沢・岩出山・仙台と居城を移すたびに、伊達家に従って移転してきた町のひとつで、主に五十集物（海産物）を扱っていた。仙台藩の城下町が整備された際、肴町は「御譜代町」<sup>29)</sup>のひとつとされ、仙台藩の城下24町の町列では大町に次いで高かった。町の位置も大町に並行して割り出された（図-2参照）。

御譜代町のひとつであった肴町は、開府当初から2種類の特権を認められていた。一つは、「御日市」の特権である。これは6つの御譜代町が6年に1回、一定期間、市を立てる権利であるが、肴町はこのサイクルで9月に五十集物で市を立てる権利を有していた。したがって、ここで市が開かれている期間中には他の町での五十集物の取引が一切禁止されていたのである。もう一つは、「一町株」と称された特定の商品の独占的販売権である。肴町の場合は、五十集物の独占的販売権が認可されていた。したがって、もし他の町の商人が五十集物を販売しようとする場合には、肴町に向いて棚賃を払わなければならなかった<sup>30)</sup>。

28) このほかにも、1886（明治19）年のコレラ流行時には、仙台鎮台が肴町魚市場からの五十集物の仕入れを中止したということもあったようである。それに関しては、1886（明治19）年10月13日の『奥羽日日新聞』が、「魚肉の廃止」という見出しで、「仙台鎮台にては目下各地に悪疫の流行するより予防法を厳密にせられ、尚不二、三日前より魚肉を廃し一切牛肉に改められしが、一日の食高は三頭宛にて其七分ハ斎川支店が請負しと言う」と伝えていることからわかる。

29) 御譜代町とは、大町、肴町、南町、立町、荒町、柳町の6つの町を指す。

30) 『仙台市史 通史編3 近世2』、仙台市、2005年9月、247-248ページを参考にして記述。なお、同書では、「日市」と「一町株」の関係について、「日市のなかの一部品目がその後成立した特定の町の一町株に吸収されたのではないかとも考えられる」（248ページ）と述べている。

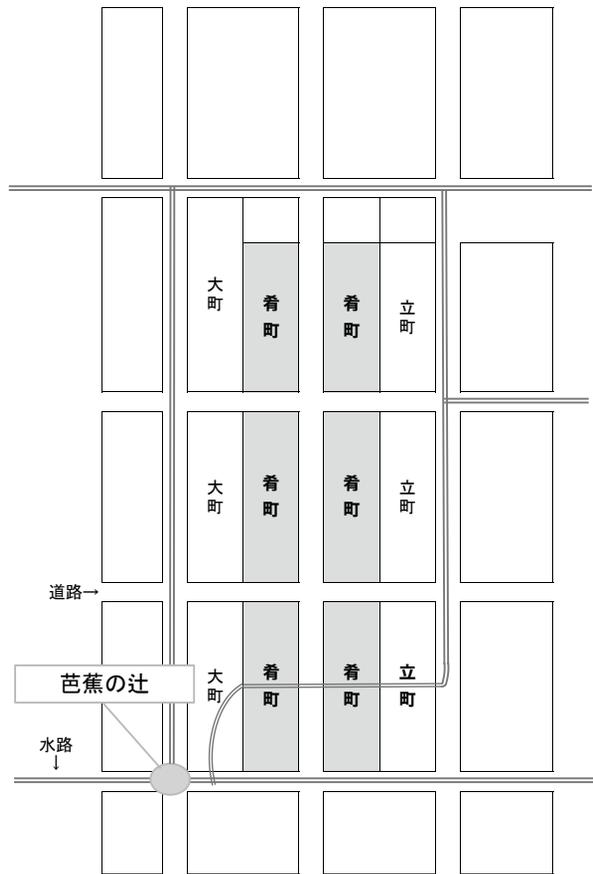


図-2 藩政期の肴町の位置

しかし、藩政期初期の仙台藩の地域振興政策の一環として行われた御譜代町に対するこのような特権付与政策も、その後の同藩における市場経済の進展と新規商人の台頭によって撤廃を余儀なくされていく。1651（慶安4）年10月には御日市の特権が廃止されたほか、1675（延宝3）年3月の「売り散らし令」の発布に伴い、「一町株」の特権も廃止された。それ以後は、肴町に定額の役銭を納めれば、どの町の商人でも五十集物を販売できるようになった。この政策の影響は大きかったようで、表-1をみるように、1807（文化4）年には、城下のほとんどの町に「五十集」や「干肴」を販売する店も見受けられるようになっている。

ただし、「売り散らし令」は、小売りの自由化を実現したものの、卸売を担う問屋経営には大きな影響を及ぼしたわけではなかった<sup>31)</sup>。依然として、五十集問屋仲間が城下全体の五十集物流

31) 『仙台市史 通史編3 近世2』（仙台市、2005年9月）249-250ページを参考にして記述。なお、このようなことの意義について、この文献は、「日市制度の廃止と売り散らし令によって、城下惣町における自由な商行為が保証されたことの意義は大きい。つまり、今まで特権の枠外に置かれていた城下の他の町方においても、市場経済の進展を期待できるようになったのである」（250ページ）と述べている。

通業者を取り仕切っていたのである<sup>32)</sup>。

仙台城下で五十集物の流通を差配していた肴町の五十集問屋仲間については、『安永六年仲間申合達書留』<sup>33)</sup>によってその特徴をある程度つかむことができる。

この文書によれば、五十集問屋は、「伊達<sup>△</sup>御引移被為遊候砌、御伴同然ニ御當地江罷越、先年<sup>△</sup>五十集問屋相勤罷」という経緯があるが、これまで「嶋濱より五十集荷揚相成候分ハ賣捌」、つまり遠方にある牡鹿半島一帯から仙台城下の前浜にあたる閑上、深沼、七ヶ浜に至るまでの範囲の五十集物を売り捌いてきたという<sup>34) 35) 36)</sup>。

32) 当然の如く、小売商である「棚売」、「辻売」、「振売」のいずれもが、肴町の五十集問屋から五十集物の仕入れを行っていた。なお、表-1をみれば、1807（文化4）年には、肴町には、商人や職人が73人いたことがわかる。25に区分された町の中では最大であった。そのうちの55人が、「五十集」、「五十集商」、「干肴」と五十集物に関係している。このほか、肴町には、遠くから五十集物を売りにくる人や買い出しにくる人のための旅籠が数軒あった。

33) この『安永六年仲間申合達書留』は、仙台市博物館所蔵の三原良吉コレクションのひとつである。この文書を書きおこしたものは、『宮城県史10 産業Ⅱ 水産業・畜産業』（宮城県、1958年9月）、『仙台市史 9 資料編2』（仙台市、1953年10月）にも収録されているが、これらを対照させてみると、文字の翻刻のしかたや句読点の打ち方などが微妙に異なっていることがわかる。そこで、仙台市博物館所蔵のご厚意により原文を確認し、独自に翻刻を行ってみた。それが添付資料③である。ちなみに、この文書は、1777（安永6年）に、肴町の五十集仲間間で起きた運上金の上納をめぐるトラブルについて、当時の町奉行の尋問に回答したものである。

34) 三原良吉「肴町と仙台魚市場の創始」（『5年の歩み』、仙台市中央卸売市場、1965年9月）80ページ参照。

35) 「肴町五十集物荷入覺」（年代不明であるが、『仙台市史9 資料編2』、仙台市、1953年10月、234ページに掲載）という資料には、肴町魚市場に、ある年の5月に、どこから、どのようなものが、どのくらい入荷したかが記されている。次のとおりである。

「 覺  
肴町江五月中五十集物荷入罷成候分大凡左ニ  
一駄數五千貳百三拾駄余  
内

一鮪壹萬四千本余  
一鹽鮪片貳千八百俵程  
一鯛貳拾六駄と貳千六百四拾枚余

右之外ハかれい、かなかしら、あを、ひらめ、いしもち、鯛杯之類に御座候

一生鮪ハ牡鹿濱、<sup>△</sup>荷入仕、閑上邊<sup>△</sup>ハ當年ニ罷成少、荷入有之由ニ御座候、

一鹽鮪は元吉仙邊<sup>△</sup>為相登候由ニ御座候、同所邊も相應ニ鮪漁在之、鹽ニ仕事為相登、生鮪ハ向寄ニ遣候由ニ聞得申候、一鯛ハ頃日蒲生深沼閑上邊より少、荷入御座候由、牡鹿邊杯<sup>△</sup>は荷入も無御座相知兼候由御座候

右之通肴町江荷入大凡之所ニ在之、當年ニ罷成御近濱閑上邊ニ而も少、鮪漁有之、牡鹿濱、よりも澤山荷入有之、直段も至而安く小鮪本百五拾文位ニ迄相成候由、近年ニ無鮪ハ大漁在之由、濱、<sup>△</sup>所方へ散在候分ハ相知兼、いつれ肴町荷入ヲ主一ニ仕候事ニ相聞得申候事」

このように、生鮪はこの月だけで1万4,000本余も入荷している。生鮪は牡鹿半島の浜から入荷しているが、閑上からの入荷も少しばかりある。塩鮪は、気仙沼周辺から入荷している。やはり、肴町魚市場との距離の関係から、塩漬にせざるをえなかったのであろう。鯛は、仙台城下近辺の蒲生、深沼、閑上から入荷している。牡鹿半島で鮪が豊漁で肴町魚市場に大量に入荷した際には、城下の人々もそれを安い値段でそれらを手に入れたようである。

36) 注意しておかなければならないのは、この「嶋濱」の五十集物は、一度、塩竈港を通して、肴町の魚市場に運ばれていたことである。というのも、1685（貞享2）年に出された「貞享特例」によって、仙台城下に入るすべての五十集物は塩竈港を経由しなければならないことになっていたからである。このことについては、さしあたり、斎藤善之「海と川に生きる—仙台藩の肴の道と流通諸集団—」（斎藤善之編『身分の周縁と近世社会2 海と川に生きる』、吉川弘文館、2007年3月、201～231ページ）を参照されたい。

この仲間に加わっている問屋数は、「當時御仲間拾四軒」であり、その内訳は「生肴捌問屋」6軒、「塩干肴捌問屋」5軒、「御領地出他領出荷物始末問屋」（領内や他領への出荷のための荷物を扱う問屋）3軒であった。この文書には、それらの問屋の代表と目され人物の名前も記されている<sup>37)</sup>。「御日肴所御買人御用」は、大久保屋与五右衛門、秋藤屋久左衛門の2人が勤めていた。この役目は、納魚制の施行下、肴町に置かれていた「御日肴所」で、毎日、藩主に献上する五十集物の品質を吟味することなどの重要なものであった<sup>38)</sup>。

肴町の五十集問屋は、当初から、税金（運上金）分として「賣代百文と四文充」を徴収する権利を藩から与えられ「四分役」と称せられたが、1680（延寶8）年に、当時の町奉行山崎源右衛門より「四分役取立候内と壺ヶ年と七百貫充上納仕候様被仰渡」がなされた。つまり、これからは4文の中から700貫文だけを藩に納めればよいことになった。伊達氏に御供をしてきた経緯が配慮されてのことであった。

さて、この文書によれば、「三、四年此方拾四軒之内、三、四軒江荷物片寄り、残り御仲間荷不足二相成」となったが、つまりこの3～4年、14軒の五十問屋の中の3～4軒に荷物（五十集物）が集中し、そのほかの五十集問屋は荷物不足となってしまったが、1777（安永6）年に至って、ついに「犇と売捌不足に付、差當り家内相続ニ不罷成様ニ相成候」というのである。

では、このような事態に至った原因は何だったのであろうか。この文書によれば、大要、天和期（1681-1683）に五十問屋仲間が作った厳格な「仲間申合」が、その後ほとんど形骸化していることにあった。

この「仲間申合」は、「神文」として、定禅寺の善性院や甘露院などに保管されてきた。その内容は、①五十集問屋は、「貸名代」、「遜り名代」を行ってはいけないこと、また家督がない者は血筋を吟味すること、さらに親類筋にも血筋がない場合には、五十集問屋仲間内部で縁組をすること、②藩主の御膳に五十集物を出す問屋は、飽くまで「手代」をつかわずに「自身」で行うこと、③五十集物を扱う「商人と無心候通為替金を貸渡シ不申」こと、④浜方漁師の「売仕切金」の「前金貸し」をしないこと、などであった。

ところが、「近来ニ至追々我欲相出、神文之趣意相破レ、難敷儀ニ奉存候」という状況になってきたという。かつての「仲間申合」を守らず、勝手な経営をおこなう五十集問屋が増えてきたというわけである。

そのことは、この年（安永6年）の5月の運上金の藩への納入期限が6月27日になっていたにもかかわらず、納入が不可能になった問題にも表われていた。というのも、五十集問屋仲間の中に、「売帳面」への記入にあたって、売上代金を「減シ」して記入したり、「大高之売買」を行っているのに「売口」を隠したりする者がいたことなどから、納入額が不足することが明らかとなったからであった。そのため、7月1日には、五十集問屋仲間14人が揃って御日肴所に納入延期を申

37) すなわち、舛屋善兵衛、藤村屋清四郎、刀屋善太郎、近江屋市左衛門、菅野屋五郎左衛門、関屋八郎治、鈴木屋甚三郎、境屋彦右衛門、永野屋利四郎、鈴木屋伊右衛門、福島屋市郎兵衛、鎌田屋幸之助、である。

38) この「御日肴所」については、籠橋俊光「仙台藩国元魚・鳥類産物の調達システム—御日肴所・御肴方を事例に一」（斎藤善之・高橋美貴編『近世南三陸の海村社会と海商』第三章、清文堂、2010年5月）で検討されている。その役割は、①御買人＝城下五十集商人を通じて御善所などで用いる「御肴」を「御見抜」し、城内に納入すること、②城下肴町を経由しない抜荷などを取り締まるために主要街道に出張して監視すること、③役代徴収の事務を取り扱うこと、であったとされている（同書106-107ページ）。

表-1 『御判紙方諸御用留』にみえる1807（文化4）年の城下商人・職人の分布

町列	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	一	合計				
町名	大町三丁目	大町四丁目	大町五丁目	肴町	南町	立町	柳町	荒町	国分町	本材木町	北材木町	北目町	二日町	染師町	田町	新伝馬町	穀町	南材木町	河原町	大町一丁目	大町二丁目	上御宮町	下御宮町	亀岡町	支倉澁橋町	北鍛冶町	南鍛冶町	八幡町	合計	
米								3				3																6		
搗米										1																			1	
塩	1	2		9	2	4	3	4	4	1	2	1	1	1	1	8	2	8	5	2	3	1	1		1	7	3	7	84	
塩店												1							1										2	
味噌		2				1			1					1		1				1									7	
油			3	1	1	1	1		1		2	1	1		2	3	1	2				1		1			2	2	26	
油店			1		1	4				1								2									2		11	
五十集				8	4	9	7	2	1			2	6	4	7		3	1	3			1	1		1	1	1	1	62	
五十集店	3	1	1	14			1		2	1	4		7			6		11								5	1		57	
干肴				33		9	1	1	6	4	1				2					2	1	2	2			4			68	
干肴店				1							1																		2	
干物																1													1	
下菓子															3														3	
雑菓子					2	1																							3	
干菓子												4	2														2	3	11	
飴菓子																										3			3	
茶						3								1															4	
辻麻	1							3										1	2							1			8	
小間物	2		1	1		4	1			1	1	2									1								14	
糸											1																		1	
香具					1		1	1					2			1				0			1						7	
きせる								1												1									2	
鍋							2	2			1					1													6	
樋				1	2	4	1	2	2		1		3		2	1		1	2				1			3	2	2	3	33
樋店		3	1	3			1			1	2	1				2														14
大工				1	2	5	7	4	2	5	4	4	2		5	2		1	1			1	1	1	1		4	2	55	
畳刺	1		1	2	2	1	1		2	1	1	1	1		1	1	1						1				1		19	
屋根葺																							1							1
木挽							1												1									1		3
合計	5	11	7	73	16	41	31	18	31	14	20	14	29	10	20	28	11	26	14	7	6	5	10	1	7	23	19	17	514	

資料:仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編5 近世3』（仙台市，2004年3月），263ページ。一部加工。

し入れたものの、「御聞済無之，内々之儀江者御構不被成置何御運上代引不相成趣被仰渡候」ということになり，つまり運上代の納入の延期が認められないことになり，その結果，仲間内の者が不足分を出すというかたちで7月2日に御日肴所に納入したという。

このような出来事からもわかるように，藩政期後半には，五十問屋仲間は，もはや初期の頃とは異なった様相を呈するようになっていた。商品経済化の進展を背景に，固い結束力を維持していたはずの五十問屋仲間の内部にも競争原理が入り込み，「我欲」が顕在化するようになってい

たのである。そうしたなかで五十問屋間の力関係の変化も進み、上述のように、「荷物」が集中する問屋と、事業継続が不可能になるほど「荷不足」となる問屋が現れる事態となったのである<sup>39)</sup>。

以上、藩政期の肴町と五十集問屋仲間の姿を概観してみた。

## (ii) 衛生問題への対応を契機に開始された五十集問屋仲間の実質的再編

明治期に入ると、新政府のもとで行われたさまざまな政策の実施により、藩政期に肴町に与えられていた商業特権はすべて廃止された。また、株仲間解放令の発布(1872〔明治5〕年)とともに、肴町の五十集問屋仲間も解体されることになった。とはいえ、このような状況下でも、五十集物の集中に支えられた肴町魚市場の賑わいが依然として続いていたことから、五十集問屋には、かつてもっていた経済的機能、とくに「調整機能」と「信用保持機能」の発揮が求められた<sup>40)</sup>。かくして、かつての五十集問屋は、これらの機能によって、新たな組織づくりに乗り出していくことになる。

仙台区においてそのような動きが表面化したのは、1879(明治12)年4月のことであった。4月中旬から、連日、「五十集商会舎」なる組織の広告が『仙台日日新聞』などに掲載された。次のとおりである。

### 五十集商会舎

夫レ世ノ開クルニ随イ身体ヲ大切ニスル人ハ、日ニ増シ月ニ盛シニナリ行キ、就テハ吾五十集商ノ如キハ人間ノ口腹ヲ養フ必要ノ者ナレハ、世ノ進歩スルニ随ヒ商業モ又改正セラレハ、遂ニ衆人ニ後レヲ取り後悔先ニ立スノ嘆キヲ発スルモ其甲斐ナキニ至ルヘシ、故ニ今、問屋中、申合セ、会舎ヲ設ケ腐敗ノ魚類等ヲ売ラス様、又ハ骨首等ヲ路傍ニ捨置キ警察ノ御手数等ニナラス様、銘々ノ商業ヲ永ク繁昌シテ他ヨリ指ヲ指サ、レヌ様セント思ウ心ヨリ起リタル者ナレハ、諸君能ク其理由ヲ考エ入舎アランコトヲ希望ス、其規則ノ如キハ該舎へ御来訪御問合セアルヘシ

仙台区肴町

五十集商会舎<sup>41)</sup>

39) この五十問屋仲間がどのようなタイプのものであったのかという点については、もう少し検討を加える必要があるように思われる。というのは、『角川地名辞典 4 宮城県』(角川書店、1979年12月)の「肴町」の項には、譜代町としての特権は、9月御日市の開催、肴・肴宿(五十集いさば)の独占権、五十集問屋仲間が一町株として肴類仕入独占の株仲間を結成していたことなど、藩権力と結びついて特権的営業を行っていた(258ページ)とされているのに、『仙台市史 本篇1』(1954年3月)では、肴町の五十集問屋仲間は「いわゆる「六仲間」よりは一段格の下がったものであり、あるいは藩から正規に認許せられたものではなかった。即ち、株仲間ではなかった、とも臆測せられる」(260ページ)とされているからである。

40) 藤田貞一郎は『近代日本同業組合史論』(1995年9月、清文堂)で「株仲間の経済的機能すなわち(i)独占機能、(ii)権益擁護機能、(iii)調整機能、(iv)信用保持機能のうち、(iii)と(iv)の機能は、経済関係諸法の整備が未だ十分でない段階の明治前期にあっては、ことに必要とされた」(17ページ)という記述している。ここでは、藤田によるこの指摘に依拠している。

41) この広告、1879(明治12)年4月下旬から約2週間にわたって『仙台日日新聞』に掲載されているが、ここでは同年4月28日に掲載されたものを使用した。

この広告は、五十集問屋たちが「申合せ」で、「腐敗ノ魚類等ヲ売ラヌ様、又ハ骨首等ヲ路傍ニ捨置キ警察ノ御手数等ニナラヌ様」な衛生対策を一致結束して行うため、小売商をはじめとする五十集商関係者にこの「会舎」への入会を呼びかけたものであった<sup>42)</sup>。

だが、実は、この組織の設立の動機はそれこれだけではなかった。そのことは、同年5月10日に開催されたこの組織の設立総会における「舎長」の鎌田三郎右衛門（五十集問屋鎌田屋の代表）の祝詞からもうかがえる。

肴町の魚商会社 愈一昨十日開業式を行はれ、社よりも社長立花良次、其外社員数名が案内を受けて参りましたが、社員が凡そ三百余名の来客も凡そ六十名程あったから中々盛んな事となりしを、今該舎長鎌田氏の祝詞を得ましたから茲に掲せませす。

夫レ吾カ魚商業タル近時大ニ衰頹ヲ来セリ、其ノ由テ来ル所ヲ考ウルニ、同業ノ徒、皆浮薄ニ流レ、荷主等ニ信ヲ失イタルニ依テ今ヲシテ之ヲ矯正セスンハ、異日必ズ各自ノ破産ニ至ルハ是ヲ掌ニ指スガ如シ、且、魚肉ノ如ク今日ニ在ッテハ邦人ノ口腹ヲ養ウ一大要品タルヲ以テ、努メテ新鮮ナラシメ信ヲ社会ニ得テ、以テ同業ノ衰頹ヲ挽回セント欲ス、不肖同憂諸君ト謀リ魚商会舎ヲ設立センコトヲ官ニ乞イ、遂ニ今日ノ典ヲ挙クルニ至リ然レトモ今日ニ在リテハ纔カニ其形状ヲ為スノミ、諸君自今罷勉努力以テ将来該舎ノ隆盛ニシテ彌ヨ此業ヲ拡張センコトヲ会員諸君ニ望ミ、併セテ本日ノ開業ヲ祝ス

明治十三年五月十日

魚商会舎長

鎌田三郎右衛門

外にも祝文があるとの事なれば手に入り次第掲せませす<sup>43)</sup>

傍線の箇所をみるように、ここでは、「吾カ魚商業タル近時大ニ衰頹ヲ来セリ」ので、「之ヲ矯正セスンハ、異日必ズ各自ノ破産ニ至ル」、したがって、「同業ノ衰頹ヲ挽回セント欲ス、不肖同憂諸君ト謀リ魚商会舎ヲ設立センコト」にしたことが述べられている。つまり、五十集物流通業界の近年の衰退の打開のために同組織を設立したとされているのである。

さらにいえば、この「五十集商会舎」（あるいは「魚商会舎」）は、「営業組合」という性格を持っていただけでなく、行政の側からも必要とされていたといえる。というのも、1878（明治11）年に施行された「地方税規則」によって設定された営業税の課税対象には五十集業界も含まれていたが、その徴収にあたっては、

42) ちなみに、その背景には、他地域で流行しているコレラへの恐怖があったことはいうまでもない。

43) 『仙台日日新聞』1880（明治13）年5月12日。

これまでと同じく五十集問屋の力を借りなければならなかったからである<sup>44)</sup>。このために必要とされたのがこの組織だったのである。上の記事で、「不肖同憂諸君ト謀リ魚商会舎ヲ設立センコトヲ官ニ乞イ、遂ニ今日ノ典ヲ拳ゲルニ至リ」という経緯の中には、そのような「官」の意図も反映されていたといえよう<sup>45)</sup>。

さて、それではこれ以降、「五十集商会舎」（あるいは「魚商会舎」）は、どのような活動をしていたのであろうか。1880（明治13）年11月5日の『宮城日報』によれば、魚商約200人が集まって、「五十集商会舎」の年行事の選挙を行っている。それに関する記事は次のとおりである。

五、六日前に肴町の梅三亭にて魚商仲間の集会は区内の魚商二百名ほどにて年行事の人撰がありしに、高橋金兵衛氏が其撰に当たりたりと。該席上にて鎌田三郎右衛門氏が演舌されしは、自今衛生規則も厳なれば性合の不宜魚類と生鮮魚と同一に商うことと腐敗せし物と鬻ぐことは互いに注意して為さざるように致し度く、また仲間一統申合せ、仲間うちにて病気あるいは不慮の災にかかりて目下困難なるものを救助為したき旨を述べられしに、満座これに賛成せしかば一の規則やうのものに編成せしとか。是まで右鎌田氏が年来の行事なりしも、此度は自ら其被選挙権を辞し投票を断りたれば、年行事は高橋氏に、副は只野小右衛門氏、取締りは小林三右衛門、斎藤清兵衛、小関定吉、伊藤太右衛門の四名と定まりしかば、一昨日右の趣を鎌田氏が五十集惣代となりて区役所へ届けたりと<sup>46)</sup>

ここでも、この組織のリーダーと目される鎌田三郎右衛門が何よりも強調しているのは「自今衛生規則も厳なれば性合の不宜魚類と生鮮魚と同一に商うことと腐敗せし物と鬻ぐことは互いに注意して為さざるように致し度く」という衛生問題への対応である。前年には宮城県ではじめてコレラの流行がみられ、宮城県の衛生規則が厳しくなってきたこともあって、改めて当業界の衛

44) この「地方税規則」の施行までは体系的な地方税の制度を有していなかったため、この時までは旧慣に基づいて課税・収納が行われていたようである（仁昌寺正一「『地方税規則』公布下の青物市場の紛争」、『市史せんだい』Vol.14、仙台市、2004年7月、63-78ページ参照）。たとえば、1872（明治5）年には、「市井五十集税」の徴税と納入については、次のようなかたちで行われていた。

「仙台肴町鎌田三郎右衛門、福島左治兵衛へ辛未十月より壬申の九月迄金七百五拾両を以て請負相任せ右の内十分一下賜残金六百七拾五両月割を以て一ヶ月金五拾六両壹つ、為致上納候

此件永野徳江門へ一ヶ年金拾両を以て請負相任置候分前同断」（『仙台市史』、1906〔明治41〕年8月、仙台市、249ページ）

このように、五十集関係者から1年分の750両を徴収し、そのうち十分の一を五十集問屋の代表である鎌田・福島両者の取り分とし、残りの675両を、月割りで1か月56両ずつ宮城県に上納させようとしていたのである。また、別の五十集問屋の代表である永野徳江門に10両で請け負わせている方は従来と同じである。

45) なお、『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2008年3月）によれば、1879（明治12）年に内務卿伊藤博文が来仙したとき、懇親会に連なった者のなかに16の仲間の代表がおり、そのなかには「魚仲間」もいたという（208ページ）。このことから同書は、「『株仲間』あるいは『仲間』とよばれる独占的・特権的な商工業者の同業者組合」は1872（明治5）年までにはすべて解散したことになるが、この「仲間は実態としては存続していたことがうかがえる」（同）としている。

46) 『宮城日報』1880（明治13）年11月5日。

生対策を強化することが主張されたのであろう。

同時に、このようななか、少しずつではあるが、仙台区の五十集業界の改革も推進されていた。1881（明治14）年4月28日の『陸羽日日新聞』によれば、「又肴町の魚問屋仲間は是まで月に三度づゝの勘定を立置き小売人へ貸売をなせしが、今度仲間一統協議の上、一切貸売を禁じ現金売買となせしより、小売人は大落胆にて、中には商売を廃し輩もあるよしなるが、到底長くは行われまじ」と報じられているが、このような取り組みも「肴町の魚問屋仲間」による五十集業界の改革の一環としてなされているのであろう。また、1884（明治17）年4月15日の『奥羽日日新聞』も、「五十集問屋の改革」という見出しで、「仙台肴町の五十集問屋にては是迄月二ケ度の勘定なりしが、近頃に至り不勘定の者多分なるより問屋仲間協議の上現金売と改正せし由」という記事を載せているが、ここからも五十集問屋による五十集業界の改革が継続的に行われていたことを理解しうる。

いずれにせよ、ここで確認しておきたいことは、明治10年代において、衛生問題への対応を契機にして、仙台区の五十集業界の改革が進められつつあったこと、そしてその旗振役ともいえるべき役割を明治期初頭に解体されたはずの五十集問屋仲間が担っていたことである。

## 2. 肴町魚市場移転計画の展開

### (1) 肴町魚市場移転計画の顛末

ここでは、まず当時の新聞記事を手がかりにして、この計画の登場から中止までの顛末を辿ってみることにする。

#### (i) 移転計画の開始

仙台区肴町の五十集問屋・鎌田三郎右衛門が肴町からの魚市場の移転計画を発表したのは、1887（明治20）年7月10日前頃のことであった<sup>47)</sup>。その後、同年9月に入り、宮城県や仙台区などの行政機関の後押しがみられたことや、移転候補地の提供者が現れたことで、この移転計画はより具体的な進展をみることとなった。そのことについては、1887（明治20）年9月4日の『奥羽日日新聞』に「移転計画の実行」という見出しの社説が掲載されているので、その一部を紹介してみよう。

.....肴町移転計画に就ては松平県知事にも配慮せらるゝ所少なからずして、特に区長十文字

47) そのことについて、1887（明治20）年7月10日の『奥羽日日新聞』は、「○肴町も移転 今度肴町の有志諸氏には奮ふて同町移転の事を協議し較や其の運びも就きたりと云ふ、孰れ委しくは聞込次第報道すべし」としている。また、このことに関しては、『奥羽日日新聞』が、同年7月15日、16日、17日、19日の4日間にわたって長文の社説〈仙台区肴町移転計画を賛成し該有志者のために世論の助力を促す〉を掲載したことは前述の通りである。

氏を始め区吏員諸氏の該計画に関して種々尽力せらるゝにも拘はらず、有志諸氏の熱心鋭意せらるゝにも拘はらず、与論の之を賛成して只管助力の方便を与へんとするにも拘わらず、爰に一個の困難事ありしと云ふは別儀にもあらず、蓋し一度び肴町移転の計画ありと聞かや世間土地所有主の考は大概ね世論の思ふ所とは異なりて、若し肴町の有志諸氏より土地買入の事を申込みたらば飽まで有志諸氏の為めに便利を与へんとの意はなく、寧ろ之を得難きの好機会として地価の如きも往々不当の高価にあらざれば売渡しを拒むの勢を呈し、当局の諸氏も困難を感じること少なからざりし趣の処、然るに爰に仙台区内の某所に佐藤某氏なるものありて、右移転計画の子細を聞き、只管有志諸氏の義挙を賛歎すると同時に又た世間土地所有者の心底を見て如何にも其意を得ざるものとなし、自ら断然奮て至当の価格を以て土地売渡しの事を申出でたるにて遂に移転計画の事も今日に至りてはほゞ実行の順序に運びたるなりとのことなり<sup>48)</sup>

新たな魚市場の移転場所は、「清水小路、北目町通角」（住所は「清水小路3番地」）であり、「佐藤忠内」の所有地であった。その後、五十集商組合によってこの土地が買収され、同年10月24日には佐藤氏から引き渡された<sup>49)</sup>。

この場所は、日本鉄道東北線の仙台停車場の南側に位置しており、ここに肴町の魚市場を移転することで、将来、日本鉄道東北線の開通を利用して遠隔地までを視野に入れた事業展開を行うことが企図されていたと考えられる<sup>50)</sup>。

翌1888（明治21）年に入ると、魚市場移転に関する二つの大きな出来事があった。一つは、同年1月に、「仙台肴町魚商組合」が買収した土地内の建物（家屋、土蔵、物置など）の売渡しが行われたことである<sup>51)</sup>。

もう一つは、魚市場移転後の仙台区内の間屋・小売を含む五十集商関係者全体の組織編制が進

48) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年9月4日。

49) 『奥羽日日新聞』1887（明治20）年10月27日。この記事の見出しは「魚市場」で、「肴町の魚市場移転の事に付ては有志者も屢々尽力し遂に清水小路佐藤忠内の抱地を千四百五十円にて買受くることに過般約定せしが、愈去二十四日を以て地所の引渡をなしたれば近々工事に着手する由なり」と伝えている。

50) その意味では、「魚市場の目的は寧ろ場所柄の便利を旨とするものにして今後区内の停車場を中心として北より東より又た南より諸方の鉄道線路が集合するの当日に至れば交通の便利の如きも専ら之を標準に取らざる可からざる」（『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月19日）という先の社説でも示された選択肢に沿うものであった。

51) これは、以下の資料では、事情は定かではないが、再入札というかたちで行われたようである。「清水小路魚間屋移転地在来ノ家屋等入札為致候処、価格不相当ニ付、今般再入札払致候、其内家屋二棟ハ都合ニヨリ相控ヘ左記ノ通一筆限り来ル二十日正午十二時限り来ル二十日正午十二時限り肴町魚商組合仮事務所（鎌田三郎右エ門所）へ入札有之度候也

一 土蔵一棟 一 板蔵一棟 一 物置一棟  
一 桐一宇（但シ根株堀起） 一 竹藪一宇

但価格一筆限ニ無之候テハ取調上差支候若自己ニ口分或ハ数口合金等ノ分ハ入札取消シ候也。

一月十一日

仙台魚商組合仮事務所」（『奥羽日日新聞』1888（明

治21）年1月13日）

められ、新たに作成された「仲間規約」を遵守させようとする動きが起きたことである。これについて、1888（明治21）年3月5日の『奥羽日日新聞』は、「五十集問屋の協議」という見出しで次のような記事を掲載している。

当区肴町の五十集問屋は彌よ清水小路へ移転する事に決したれど、近来は五十集商の風議、日を逐て頹敗したるより今度移転するに就いては是非とも此風議を匡正せざる可らずとて、過般問屋および五十集の人々三百余名の総集會を催おし仲間申合規則を設け役員を置き充分に将来の維持法を設けんと協議を為せり、此事に就き五十集問屋中の見込を聞くに旧藩の頃迄は島浜よりの魚荷は悉く仙台へ持ち込み仙台の相場にて売買する制度にて区内より島浜より区内へ直売する事は嚴に禁ぜられしが維新以来は此の制限を解きたるゆえ区内の五十集問屋は少なからぬ影響を蒙りたり、然も従來の儘なれば如何様にか維持の方便もあれど新たな移転の上へ營業することとなしなりては、巨額の金員とも要すれば中々維持へ困むべし、依ては新規約を設け五十集營業人は悉皆此仲間に入る事とし旧例に依て直売直買を禁じる事にせざる可らず、元來直売買なるものは漁獲の地にて直ちに売買するなれば双方に利益ある如き外觀なれど、僅々一地方のみの相場ゆえ仙台の価格とは甚しき相違を來たし、其の損益を通算すれば決して利益あるものにあらざるなり、唯だこの直売買を為すものは問屋に負債ありて問屋より仕入るる能わざるものに便なるのみ故に、今日の急務は嚴に規約を設け、其筋の保護を得て之を実施するにあるのみ云々との事なりき<sup>52)</sup>

要するに、魚市場移転に際しては「巨額の金員」を使うことになるので、五十集問屋に借金があり仕入れが困難な小売業者の中には、新市場の移転後、気仙沼・石巻・塩竈方面の生産者との「直売直買」を増加していく者が増えることが予想されることから、「嚴に規約を設け、其筋の保護を得て之を実施する」必要があるとされているのである。

この「仲間規約」は、同年3月6日に宮城県から許可された<sup>53)</sup>。そして同規約は、4月に若干の修正がなされ、再度宮城県に届けられたという。それは、箇条書き的に整理すれば次のとおりである<sup>54)</sup>。

- ① 魚問屋（卸売）、仲買、小売、行商は一致致結合して營業上の弊害を矯正し誠意を本分とし、需用者の信用を得、此業を拡張せしむるを目的とする事。
- ② 新たに營業を為さんとする者は必ず加盟せしむるものとし、若し加盟を拒む者ある時は其事由を県庁に上申し組合一統取引をなさざる事。
- ③ 營業の基礎たる漁業及製造の改良、若くは弊害を去る等の趣意に基き間接に産出人をして利益あらしめんが為め、漁業組合の規約に依り其制限及製法を確守せしむる事を勉むべき事。

52) 『奥羽日日新聞』1888（明治21）年3月5日。

53) このことについては、1888（明治21）年3月8日の『奥羽日日新聞』が、「五十集商の規約」という見出しで、「肴町の同商仲間が昨年十二月中、片平町神官教会所に會し、規約を設け、其筋へ届け置し処ろ、昨六日を以て聞届けられしに付き、其規約を仲間一同へ配布する筈なりと言う」と伝えている。

54) 『奥羽日日新聞』1888（明治21）年4月18日。

- ④ 魚問屋は各地出産人に対し取引上不信用を生ぜざるの保証として金五百円以上、金千円未満の身元保証金、又ハ右金額抵当の証書を事務所に差出し置く事。
- ⑤ 魚市場は人家稠密の地に於ては悪臭蒸発衛生上多少の妨害あるを以て肴町町外の地に於て市場、及問屋類似の営業をなさざる事。

この規約の特徴は、仙台区内の五十集商が加盟を拒否すれば、②にみられるように、「其事由を県庁に上申し組合一統取引をなさざる」という措置をとるといふ、極めて統制的性格の強いところにあった。ここには、今後の仙台区の五十集物流通業を問屋中心に再編成しようとする行政の意図も含まれていたとみなしてよいであろう。

また、この時期には、移転後の新たな魚市場のモデルを求めて、五十集問屋の代表3人（鎌田三郎右エ門、高橋愛蔵、福島庄五郎）が東京の日本橋の魚市場を視察に訪れている。それについて、1888（明治21）年3月13日の『奥羽日日新聞』は、「魚市場視察」という見出しで、

当魚市場を清水小路へ新築するに就いてハ勉めて改良の方針を取らざる可らずとの事にて鎌田三郎右エ門、高橋愛蔵、福島庄五郎の三氏にハ夫等の事項を取調べの爲め上京せり、尚お聞く所に抛れば建築の方法ハ重に日本橋の魚河岸に倣う積りなれば三氏の上京も同地の市場視察を主眼とする趣きなり<sup>55)</sup>

と報じている。

なお、仙台魚商組合は、上の規約を徹底させるために、1888（明治21）年3月25日の『奥羽日日新聞』に次のような広告を掲載している。

仙台魚商組合中へ規約相渡候得共万一渡洩ノ分モ候ハバ早速受取方可申出此段  
組合中へ広告ス

肴町八十九番地  
仙台魚商組合事務所<sup>56)</sup>

こうして、肴町の魚問屋を中心とする新体制の下で魚市場移転計画が実施されようとしていたのである。

この新たな運営体制の中心に肴町魚問屋が中心に位置していたことは、この事務所の維持費用がすべて魚問屋から出されたことでも明らかであった。この経緯については、1888（明治21）年9月19日の『奥羽日日新聞』が、「五十集商事務所」という見出しで、

肴町五十集問屋及び同小売商一統の協議にて仲間規約編成し事務所を設けし事は已に記載せ

55) 『奥羽日日新聞』1888（明治21）年3月13日。

56) 『奥羽日日新聞』1888（明治21）年3月25日。

し処なるが、其費用は小売商よりも取立る筈なりしも、今度鎌田三郎右衛門、只野小左エ門等の諸氏発起者となり事務所に關する費用ハ都て問屋中にて負担する事を議せしに何れも賛成にて右費用の中、事務所及び書記賄を鎌田、只野の両店にて書記給料を其他の問屋中にて負担する事に愈よ去る十七日を以て決定せしと言う<sup>57)</sup>

と報じていることから明らかである。

ともあれ、新聞記事を追ってみるかぎり、この頃までは、魚市場移転計画は順調に進んでいたように思われる。

## (ii) 魚町魚市場移転の延期

ところが、その後、この計画が大きな変更を余儀なくされるような事態が発生した。それを報じたのが、1889(明治22)年8月15日の『奥羽日日新聞』に掲載された次の記事である。

当市魚市場移転の事は、三年以前、肴町の鎌田三郎右エ門氏の発意に出たるものにて全市の健康上より言うも固より至当の計画にて久敷等閑に付し置くべきにあらねば成丈速に決行すべき筈なれど、如何せん同町に居住する焼肴営業人、及び最上泊二十余軒始め、其他の貧民に至ってハ右移転の爲め非常の困難に陥ること故、事情黙止難く、尙向かう一千日間、市場移転開業延期の儀を其筋へ願出づることとなれり、然るに氏は独熟慮するに斯く勝手の事を再三願出て其筋の手数を煩わすも、畢竟は自分の落度なるに加之目下商況振わず米価騰貴せし際、愈移転を実行することにもなり、自身の発意より事起りて同町の貧民に苦悩を蒙らせるに至りては其罪逃るる所なしと義侠の心勃然として懺悔の念禁じ難く、昨日より断然閉店休業せし由、氏は三百年以来の旧家なりと聞く、実に惜むべき次第なり<sup>58)</sup>

この引用文中の下線部から判断すれば、肴町に「居住する焼肴営業人、及び最上泊二十余軒始め、其他の貧民」などから、移転反対運動が起きていたことがわかる。その理由は「右移転の爲め非常の困難に陥る」こと、すなわち生活不安からであった。竹原万雄によれば、「コレラ騒動」の原因の一つには「経済的理由」があり、「伝染の媒介になるとして魚介類や果物の販売が禁止されるなど、予防によって生業が制限され、生活が成り立たなくなることに反発した」<sup>59)</sup>というが、このケースもそれに類するものであろう。

ちなみに、この運動に加わった者の中には、仙台魚商組合に加盟し新たな「仲間規則」による厳しい統制下にあった人もいたはずである。とすれば、この運動は、そのような統制を押し返すほどの強力な運動であったように思われる。

57) 『奥羽日日新聞』1888(明治21)年9月19日。

58) 『奥羽日日新聞』1889(明治22)年8月15日。

59) 竹原万雄「疫病予防の問題点——一八八二年、宮城県の『コレラ騒動』——(菊池勇夫・斉藤善之編『講座東北の歴史 第四巻 交流と環境』、清文堂、2012年9月)、265ページ。



肴町の市場は疾くに柳町通東六番丁へ移転すべき筈なりしも、前号に記せし如く延期願を差出したる訳は一体人家稠密の場所に在りては衛生上の害をなすべしとて今の移転地を撰びしものなるが、尚お又同地も停車場近傍と言ひ、追々は貴紳の居住地と相成るべく、就ては移転するも何ばかりの甲斐あるまじ一層別地を撰ぶの若かじとて一旦延期願を差出せしものにて目下移転地を見立て中なりしと言ふ<sup>64)</sup>

このように、この移転場所もまた、仙台停車場の近くにあり、いずれ住宅密集地になる可能性が大きいので魚市場の設置場所としてはふさわしくなく、したがってもう一度新たな移転地を模索すべきだといふのである。

### (iii) 魚市場移転の中止

さて、それでは1,000日後、魚市場移転計画は再開されたのであろうか。結論的に言えば、魚市場の移転問題についての動きはもはやまったく見られなかった。結局、1892年(明治25)年6月2日、肴町魚問屋の代表らは、移転を中止する願書を宮城県に提出し、受理された。そのことについて、1892(明治25)年6月3日の『東北日報』は、「魚市場移転の取消し」という見出しで、

本年は市内東六番丁へ移転の義を達せられたる魚市場は、鎌田三郎右衛門、佐々木久米吉、高橋愛蔵その他重立たる諸氏の尽力により前指令を取消し、更に引続き従来<sup>65)</sup>の肴町に於て営業の儀を願ひ立てしが、此程聞届けられたり、尤とも汚水排除、及び衛生上に関する件は追て県庁より達せらるべき指令次第改良し、且つ濫りに荷物を街路に排列して交通を妨げざる訳なりと<sup>65)</sup>

と報じている。なお、願書受理の条件として、宮城県が「汚水排除、及び衛生上に関する件」を指示したことから、1892年段階になっても、肴町が衛生問題に対して有効な対策を講じられない状況であったことがわかる。

かくして、1887(明治20)に提案された魚市場移転計画は、このとき完全に中止となったのである<sup>66)</sup>。

64) 『奥羽日日新聞』1889(明治22)年2月10日。

65) 『東北日報』1893(明治26)年6月3日。

66) 参考までであるが、1911(明治44)年2月10日の『河北新報』には、「魚市場移転の行き悩み」という見出しで次の記事がある。

「現今の魚市場は契約の期限を過ぎても疾くに移転すべき筈になり居りしやにて、旧冬中、同市場は南町通りに移転し、同時にこれを株式組織とするの計画にて、旧冬大晦日まで株式の払込をなすの予定なりし処、問屋中の二名が急に手違ひを生じ発起者と関係を絶つこととなりし、一方、同市場付近の人々も亦た移転に反対するあり旁々にて右移転計画も目下行悩みの姿にある由なり、然かしその後に至りて梅惣も加入することとなり発起者は仍ほ計画を進めつゝありとも聞く」

とすれば、明治期末期のこの頃、「南町通りに移転し、同時にこれを株式組織とするの計画」が進行しつつあったことになる。このことに関する文書類は見つかっていないし、新聞記事もこれのみであるから、この計画が実現したことはなかったと判断して差支えないであろう。ちなみに、1918(大正7)年になって、肴町で旧来の問屋の一部が合同して「株式会社仙台魚市場」が成立している。

## (2) 魚市場移転計画中止の原因について

前述のように、五十集問屋・鎌田三郎右衛門の提案による肴町魚市場の清水小路への移転計画を断念させた直接的な原因は、肴町内で魚市場に関連して営業を行っている者（魚商、焼肴営業人、下宿屋、飲食店など）が「非常の困難に陥る」ため、強硬に反対したからであった。しかしながら、このような動きが進行していた一方で、移転計画を行わずとも、現状のまま肴町で営業を継続していけるような動きも次々にみられるようになった。以下では、このような一連の動きに起因するいわば間接的な原因をあげてみることにする。

第一に、1887（明治20）年11月16日に「宮城県市場取締規則」が公布されたことを契機に、行政による衛生対策や交通対策が強化されたことである。これは、肴町魚市場移転計画が提案されてから4か月ほど経ってからのことであった。

同規則の全文は次の通りである。

### 市場設立願ニ関スル件

県令第八十一号 明治二十年十一月十六日

凡ソ市場ヲ常設シ営業ヲ為サントスル者ハ、其願書ニ設置ノ方法及ヒ地所ノ図面ヲ添へ、区戸長ノ奥書ヲ受ケ、所轄警察署又ハ分署ヲ経テ県庁ニ願出ツ可シ<sup>67)</sup>

このように、「常設の市場」（卸売市場）の開設にあたっては、設置の方法や場所の図面を添付して所轄警察署を経て宮城県庁に願書を届け出ることを定めていた。

そして、同規則を補足するかたちで、同年12月には、以下のような「市場取扱心得」（訓令第32号）が公布された。

### 市場取扱心得（訓令第三十二号 明治二十年十二月）

今般市場取締ノ儀ニ付、県令第八十二号発布ノ処、取扱方左ノ通心得ラルヘシ

一、凡ソ市場ト称スルハ、営業者申合せ或ハ場所ニ区画ヲ限り市場ヲ常設シ、魚又ハ青物等ヲ競売シ、又ハ旧慣ニヨリ種々ノ営業者例月日限ヲ定メ（五ノ日又ハ十ノ日ヲ以テ開市スル類）集合開市スルヲ云フ、其单独ト唱ヘ一ニノ産業者ト取引スルカ如キ此限ニアラサルモ、若シ其問屋ニシテ産業者多人数相集メ競売ヲ為スニ至リテハ、齊シク市場ト見做シ処置スヘシ

二、旧慣ニ依リ例月日限リヲ定メ、各郡市街ノ傍側ニ開市スル者アリ、右ハ甚シク道路往来ニ妨ケナキ限りハ、所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受ケシムルハ勿論ナリト雖トモ、猶ホ

67) この規則は、原田政美編『近代日本「市場」関係資料集』全8巻（不二出版）の中の第8巻『府県市場取締規則関係資料』に収録されている。ちなみに、この規則は、1928（昭和3）年6月22日の「宮城県食品市場規則」（県令32号）の公布まで、実に40年以上もの間、宮城県内の市場に関する唯一の取締規則として君臨し続けた。

市場ニ準シテ取扱フヘシ

罰 則

県警察犯処罰令抜粹

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ、三十日未滿ノ拘留又ハ二十円未滿ノ科料ニ処ス  
九項 許可ヲ得スシテ市場ヲ開設シタル者<sup>68)</sup>

この文書の「罰則」の項をみるように、行政の許可なく卸売市場を開設した場合には、「三十日未滿ノ拘留又ハ二十円未滿ノ科料ニ処ス」とされており、非常に厳しい措置をとろうとしていたことがわかる。このような厳しい措置は、宮城県内の卸売市場に対する衛生・交通・治安などの対策の強化をねらいとしたものであった<sup>69)</sup>。つまり、卸売市場の設立を許可制にすることによって、衛生・交通・治安などに関する行政の方針を徹底させようとしたのである<sup>70)</sup>。

このような立場から、肴町の五十集問屋や同市場を利用する小売商に対してそのような方針が伝えられていたことは、いくつかの新聞記事からも確認しうる。

例えば、1888（明治21）年4月18日頃に宮城県から再認可された「魚商組合規則」には、「魚市場ハ人家稠密の地に於てハ悪臭蒸発衛生上多少の妨害あるを以て肴町町外の地に於て市場、及問屋類似の営業をなさざる事」が入っていた<sup>71)</sup>。つまり、「魚商組合」に無許可で魚市場の類似行為をしてはならないという条項が追加されていたのである。これは、宮城県からの行政指導でなされたものと推察される。

また、先に引用した1892（明治25）年6月3日の『東北日報』の記事の中に、「更に引続き従來の肴町に於て營業の儀を願ひ立てしが、此程聞届けられたり、尤も汚水排除、及び衛生上に関する件は追て県庁より達せらるべき指令次第改良し、且つ濫りに荷物を街路に排列して交通を妨

68) この文書も、原田政美編『近代日本「市場」関係資料集』全8巻（不二出版）の中の全8巻（不二出版）の中の第8巻『府県市場取締規則関係資料』に収録されている。

69) 中村勝は、「当時の魚河岸の設備状況は、市場として特別に設けられた場所というものはなく、街路市場というべき有様であった。街路と店頭とが即売場であり、荷扱い場所であった。したがって、買人が全体の入荷状況を一瞥することはもちろん、公開的なセリ売買を行うことも物理的に不可能な状況であって、生鮮食品を取り扱う場としても不備かつ不安全なことはいうまでもなかった。このことは、程度の差はあっても全国的にいずれの卸売市場についてもいえることで、市場政策としては、明治期市場規則に共通した特質として、食品市場に対する交通・衛生・保安上の警察的取締り規制がみられたのであった」（『近代市場制度成立史論』、多賀出版、1980年11月、61ページ）と述べている。「宮城県市場取締規則」の特徴もこのようなところにあったことはいうまでもない。

70) この「宮城県市場取締規則」公布の前後から、仙台区の青物市場にも大きな再編の動きがあった。1887〔明治20〕年11月に公布されたこの規則は、同年4月に公布された「宮城県街路規則」と一体になって、国道4号（かつての奥州街道）沿いで営業していた河原町青物市場の移転を行わせることになった。そしてやがて、同市場から長町青物市場を分離・独立させるとともに、河原町・新河原町の住民参加による「河原町新河原町共同八百屋」を設立させることになった。この出来事は、生鮮食料品市場流通の近代化に関する研究からすれば、藩政期に形成された「問屋制市場構造」がこの時期に近代的再編を遂げている事例として位置づけることが可能であるように思われる。このことについては、仁昌寺正一「研究ノート 明治20年代仙台の青物市場の再編過程—『小西家文書』による検討を中心に—」（『東北学院大学経済学論』第169号、東北学院大学学術研究会、2009年1月）を参照されたい。

71) 『奥羽日日新聞』1888年4月18日。

げざる訳なり」というくだりがあるが、これからも、肴町魚市場の現状維持を認める代わりに、宮城県が「濫りに荷物を街路に排列して交通を妨げざる」といった「指令」を出したことがわかる。

さらに、これも先に引用した1893（明治26）6月5日の『東北日報』の記事であるが、これでも「其筋にても詮議の末、昨日を以て序許せられしにより、此際町幅を広め市場を改良、町内を清潔になし、最も衛生上に注意することに同町内協議を遂げ、早速改良に注意着手する筈なり」とされている。

いずれにせよ、「宮城県市場取締規則」公布下での衛生・交通対策などへの宮城県の強い姿勢をみてとることができるだろう。

第二に、仙台区の市制施行とともに、下水道整備などで衛生対策の実効を上げる可能性が大きくなったことである。

周知のように、1888（明治21）年4月17日に市制町村制が公布され、翌1889（明治22）年4月1日、「仙台市」が誕生した。独立と自治とが認められた仙台市は、これ以降、特別税個別割という独自財源を確保したこともあり、独自の裁量で溝渠や街路の整備事業にも力を入れることが可能となった。市制施行後の具体的な展開について、『仙台市下水道誌』（仙台市役所編、1937年7月）は次のように記述している。すなわち、「明治の二十二年四月一日市制実施せられ、遠藤庸治仙台市長に就職するに及び、市参事会は全市の為水利事業を興すの急務なるを看破し、先に仙台区長より引継を受けたる溝渠開鑿及修繕費に関し、之が機工準備上種々協議する所ありしも、其の利害得失に就きては最も研究を要する問題なるを以て、之を専門技術者に囑託の上予め調査を為さしめたり」とし、さらにこれに続けて「抑も水利工事を起すに就ては、其の水源を市の西北四ツ谷堰の上流に取り、広瀬川の水流を利導して市内に注入し、併せて上水、下水両工事の完備を図らざるべからず、故に其の規模甚だ宏大にして従つて工費の如きも非常の巨額を要するを以て、先づ全市の測量を為し、然る後其の設計の如何に依り徐ろに利害得失を考究すべしとの意見一致せしかば、明治二十四年八月二十三日市会を招集し、市内測量費として前記溝渠開鑿及修繕費の残金五千六百九円余の内より金壱千七百七拾九円余の議案を提出せり」<sup>72)</sup>としている。やがて、同年11月1日、上下水道計画のため溝渠測量事務所を開設し、測量に着手することになった。そして、よく知られているように、1893（明治26）年には、内務省からイギリス人のバルトンが仙台市に派遣され、現地調査と補足測量を行うことになった。

いずれにせよ、仙台区の市制施行を契機に、溝渠整備も本格的に行われるようになっていったのである<sup>73)</sup>。

72) 『仙台市下水道誌』（仙台市役所編、1937年7月）、11ページ。

73) この頃にも、魚市場周辺は、不潔な場所としてヤリ玉にあげられるたびに、溝渠の整備の必要性が指摘されてきた。そして、そのため、宮城県が、肴町の魚問屋たちに、再三にわたって、衛生対策を強化するための指令を発していたことは、上述の通りである。このため、1891（明治24）年3月3日の『奥羽日日新聞』は「道路崩壊」という見出しで、「当市肴町八十一番地辺の道路中央に据付けある下水抜き底樋破損の爲め、道路崩壊して危険なるに付、関係人民は工費を支出して早速修繕せんと計画中なり」と報じている。また、1891（明治24）年7月30日の『奥羽日日新聞』は、「悪水疎通の計画」という見出しで、「目下炎暑の時節、溝渠に悪水を滞留するは衛生上尤も有害にして悪疫の発生を予防せんには須らく臨時悪水を疎通せざる可らずとて、肴町の鎌田甫山翁は日夜奔走尽力中なり」と伝えている。

第三に、日本鉄道東北線上野・仙台塩竈間の開通が、肴町魚市場には必ずしも好影響を与えないことが明らかになりつつあったことである。例えば、石巻や塩竈の五十集業者のなかには、仙台的肴町打市場への出荷をやめ、他の地域へ出荷する者も出てきたことである。その動きについて、1893（明治26）年6月2日の『東北新聞』は、「仙台魚市場を建設せんとす」という見出しで、

二、三年前肴町移転の議起りしも町民の運動により其俣となりたるが為に交通頻繁なる今日の商勢は永く肴町をして隣県四、五地方の魚市場たる地位を許さずして、今は多分塩釜に奪われたる如き観あり、鉄道交通前は福島、山形、其他の魚商は当肴町に集まりたるも、今は其七分一だも入らず、斯くては当市にて一の商業を失うの恐れありとて、又々当市の汽車に接近し用水の最も便利なる地を撰び一大魚市場を建設せんとて運動したる者ありという<sup>74)</sup>

と伝えている。

また、鉄道の開通によって中央大資本との競争が激化し、仙台の老舗の間屋や商店が衰退するケースも生まれていたことである。このことについては、小林清治が、「駐車場の位置がこの都市に与えた影響は、汽車の便が与えたそれに比べるならば、決して大きなものではなかった」<sup>75)</sup>と述べているが、むろん、肴町の五十集問屋も例外ではなかった。中央大資本との競争という新たな試練に直面していたことは否定できない。

以上、肴町魚市場近辺の小業者の反対のみでなく、以上であげた動きも加わって、肴町魚市場の移転は中止ということになったように思われる。

## おわりに

これまで述べてきたことを総括する。

日本鉄道東北線上野～仙台・塩竈間の開通と仙台駐車場の設置が目前に迫った1887（明治20）年7月、仙台区肴町にあった魚市場を他地域に移転させようとする計画が、この魚市場を差配してきた五十集問屋から提案された。その背景には、この計画の実施によって、コレラの発生源であるという当時の肴町魚市場に向けられた批判をかわすことや、藩政期の商業特権を失った肴町の五十集問屋に新たな活躍の舞台を与えることなどのねらいがあった。しかしながら、この仙台区肴町の魚市場周辺の小業者たちの反対で、1892（明治25）年には中止されることになった。また、このほか、中止の原因としては、肴町の魚市場が移転せずとも、つまり現状もままでも、衛生対策などが効果的に行えるような政策の展開が予想されたこともあった。

さて、このような動きは、仙台の生鮮食料品市場流通の近代化に関する研究上では、どのように位置づけられるべきなのだろうか。

74) 『東北新聞』1893（明治26）年6月2日。

75) 小林清治『仙台の歴史』（仙台市役所刊行、1949年5月）178ページ。

このことに関しては、生鮮食料品市場流通の近代化の展開過程に関する通説的理解では、藩政期の城下町に問屋集合形態として形成された卸売市場は、近代に入っても、大都市などへの中央卸売市場の開設が相次いだ昭和初期まで続いていたとされている<sup>76)</sup>。「仙台肴町魚市場」についても同じような理解がなされ、「藩政時代すでに肴町魚問屋仲間が形成されていたが、それは明治以降もほぼ同じ問屋形態で推移する。大正時代には店先売買であり典型的問屋システムをとっていると見てよい。その型がくずれるのは昭和に入ってからである」<sup>77)</sup>という記述がなされている。しかしながら、そうであるとしても、明治維新の頃から昭和初期の間にも、やはり、政治・経済・社会などさまざまな分野で進行した近代化の特徴的な動きに対応して、卸売市場の近代化の兆候はみられたのではなかろうか。このような問題関心から接近してみると、仙台の産業・経済の展開の一大画期となった1887年の日本鉄道東北線上野～仙台・塩竈間の開通と仙台駐車場の設置や仙台の自治行政の画期となった1889年の市制施行と機をほぼ一にして登場した肴町魚市場移転計画は、やはり、この時期の仙台の生鮮食料品市場流通の近代化の進展を特徴づける一つの事例になりうるのではないかと思われる。かくして、従来の研究に対して、明治中期頃にも、少しずつではあるが、生鮮食料品市場流通の近代化の動きがあったことを付け加えることが可能になるように思われる。

## ※謝辞

『安永六年仲間申合達書留』の翻刻にあたっては、雲然祥子氏（仙台育英学園高等学校教員）の助力をえた。記して感謝の意を表したい。

## 【添付資料①】 肴町魚市場に関する新聞記事(1879〔明治12〕年～1893〔明治26〕年)

見出し	新聞名	掲載年月日
広告・五十集商会舎	『仙台日日新聞』	1879（明治12）年4月28日
肴町の魚商会社	『仙台日日新聞』	1879年5月12日
投書・肴町連中ハ虎列刺ヲ好ムカ	『宮城日報』	1880（明治13）年7月6日
（見出しなし）・「魚市場とは……」	『陸羽日日新聞』	1880年9月16日
（見出しなし）・「当区の或肴屋では……」	『陸羽日日新聞』	1880年9月17日
（見出しなし）・「当区肴町の魚市場にて……」	『陸羽日日新聞』	1880年10月30日
（見出しなし）・「五六日前に肴町の梅三亭にて……」	『宮城日報』	1880年11月5日
（見出しなし）・「又肴町の魚問屋仲間は……」	『陸羽日日新聞』	1881（明治14）年4月28日
（見出しなし）・「肴町五十集会社にて……」	『陸羽日日新聞』	1881年12月2日
初鮪	『陸羽日日新聞』	1882（明治15）年5月2日
シウーラ魚	『陸羽日日新聞』	1882年7月3日

76) 例えば、吉田忠は、「問屋制市場構造は、封建時代に起源をもち、維新後の農業生産の展開や都市の膨張による変質を被って固定性・閉鎖性というその特質を徐々に弛緩させつつ大正・昭和期に至った。」（『農産物の流通』、家の光協会、1978年、10月、65ページ）と述べている。

77) 『宮城県史 10 産業Ⅱ 水産業・畜産業』（宮城県、1958年9月）298ページ。

見出し	新聞名	掲載年月日
鮭大漁	『陸羽日日新聞』	1882年9月2日
広告・鎌田三郎右衛門	『陸羽日日新聞』	1882年9月18日
五十集物	『奥羽日日新聞』	1883（明治16）年2月9日
鮭の戻し荷	『奥羽日日新聞』	1884（明治17）年2月5日
五十集問屋の改革	『奥羽日日新聞』	1884年4月15日
五十集糶場	『奥羽日日新聞』	1884年5月8日
鮭催う	『奥羽日日新聞』	1884年5月24日
鮭逐昇る鮭の乱高下	『奥羽日日新聞』	1884年6月10日
大漁	『奥羽日日新聞』	1884年8月4日
五十集及び酒店	『奥羽日日新聞』	1884年10月7日
章魚の不漁	『奥羽日日新聞』	1884年11月24日
烏賊と鯛	『奥羽日日新聞』	1884年12月17日
魚類の輸出	『奥羽日日新聞』	1885（明治18）年3月19日
鮭と鯛	『奥羽日日新聞』	1885年6月13日
初鮭	『奥羽日日新聞』	1885年9月9日
魚払底	『奥羽日日新聞』	1885年10月2日
五十集商	『奥羽日日新聞』	1885年10月10日
五十集商	『奥羽日日新聞』	1885年10月30日
焼鮭	『奥羽日日新聞』	1886（明治19）年3月14日
初鮭	『奥羽日日新聞』	1886年5月15日
魚価下落	『奥羽日日新聞』	1886年6月3日
鮭の影響	『奥羽日日新聞』	1886年6月4日
本年の不漁	『奥羽日日新聞』	1886年6月8日
奇漁	『奥羽日日新聞』	1886年7月6日
夏魚	『奥羽日日新聞』	1886年7月27日
平目魚	『奥羽日日新聞』	1886年7月29日
広告・肴町五十集問屋	『奥羽日日新聞』	1886年9月21日
野菜と魚類	『奥羽日日新聞』	1886年9月22日
肴町の困難	『奥羽日日新聞』	1887（明治20）年7月8日
肴町の移転	『奥羽日日新聞』	1887年7月10日
仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促かす	『奥羽日日新聞』	1887年7月15日
仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促かす（承前）	『奥羽日日新聞』	1887年7月16日
仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促がす（承前）	『奥羽日日新聞』	1887年7月17日
仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促がす（承前）	『奥羽日日新聞』	1887年7月19日
移転計画の実行	『奥羽日日新聞』	1887年9月4日
肴町の問屋	『奥羽日日新聞』	1887年9月4日
魚市場	『奥羽日日新聞』	1887年10月27日

明治中期仙台の魚市場移転計画について

見出し	新聞名	掲載年月日
鎌田店	『奥羽日日新聞』	1887年12月4日
鮮魚贈呈	『奥羽日日新聞』	1887年12月17日
広告 仙台魚商組仮事務所	『奥羽日日新聞』	1888（明治21）年1月13日
五十集商の幸福	『奥羽日日新聞』	1888年1月26日
魚荷一手販売	『奥羽日日新聞』	1888年1月27日
魚価	『奥羽日日新聞』	1888年2月16日
五十集問屋の協議	『奥羽日日新聞』	1888年3月5日
五十集商の規約	『奥羽日日新聞』	1888年3月8日
魚市場視察	『奥羽日日新聞』	1888年3月13日
広告・仙台魚商組合事務所	『奥羽日日新聞』	1888年3月25日
五十集問屋移転	『奥羽日日新聞』	1888年3月29日
旧恩を忘れず	『奥羽日日新聞』	1888年4月13日
魚商組合規則	『奥羽日日新聞』	1888年4月18日
鉄道開通以来漁業の振興	『奥羽日日新聞』	1888年8月10日
魚商人の注意	『奥羽日日新聞』	1888年8月15日
五十集商事務所	『奥羽日日新聞』	1888年9月19日
魚市場景況	『奥羽日日新聞』	1888年10月25日
魚市場延期願	『奥羽日日新聞』	1889（明治22）年2月7日
魚市場	『奥羽日日新聞』	1889年2月10日
五十集商集会	『奥羽日日新聞』	1889年2月28日
五十集商組合規約	『奥羽日日新聞』	1889年6月13日
五十集商組合役員	『奥羽日日新聞』	1889年6月15日
鎌田店閉店す	『奥羽日日新聞』	1889年8月15日
広告・鎌田三郎衛門	『奥羽日日新聞』	1889年8月18日
初鮭	『奥羽日日新聞』	1889年9月2日
魚市場	『奥羽日日新聞』	1889年9月2日
懇親会	『奥羽日日新聞』	1889年9月5日
魚問屋，五十集商懇親会	『奥羽日日新聞』	1889年9月7日
赤魚の大漁	『奥羽日日新聞』	1890（明治23）年1月11日
広告・鎌田三郎衛門	『奥羽日日新聞』	1890年4月13日
仙台の初鮭	『奥羽日日新聞』	1890年4月18日
鯛の大漁	『奥羽日日新聞』	1890年6月7日
函館魚菜会社	『奥羽日日新聞』	1890年7月12日
新鮭の輸入	『奥羽日日新聞』	1890年11月27日
マグロの相場	『奥羽日日新聞』	1891（明治24）年2月4日
初鮭の価二十五銭	『東北毎日新聞』	1891年4月15日
鮭の入荷	『奥羽日日新聞』	1891年5月12日
鯛の漁獲	『奥羽日日新聞』	1891年5月22日
鮭節	『東北毎日新聞』	1891年7月15日
五人集商人の注意	『東北毎日新聞』	1891年7月15日
悪水疎通の計画	『東北毎日新聞』	1891年7月30日

見出し	新聞名	掲載年月日
魚類運搬の注意	『奥羽日日新聞』	1891年9月27日
南部鮭の輸入	『奥羽日日新聞』	1891年11月28日
魚商組合総会	『東北毎日新聞』	1891年12月2日
五十集問屋の慈心	『奥羽日日新聞』	1892（明治25）年1月21日
魚類	『奥羽日日新聞』	1892年2月3日
五十集商の困難	『奥羽日日新聞』	1892年3月6日
魚市場移転の中止	『奥羽日日新聞』	1892年6月3日
魚市場移転の取消し	『東北日報』	1892年6月3日
鯛の大漁	『奥羽日日新聞』	1892年6月29日
章魚漁の様様	『奥羽日日新聞』	1892年9月18日
鮭漁	『奥羽日日新聞』	1892年9月22日
鱈の大漁	『奥羽日日新聞』	1892年12月28日
漁業組合役員の改撰	『東北新聞』	1893（明治26）年2月26日
五十集商会議	『奥羽日日新聞』	1893年3月8日
初鮪	『奥羽日日新聞』	1893年4月28日
仙台魚市場を建設せんとす	『東北新聞』	1893年6月2日

【添付資料②】『奥羽日々新聞』社説（「仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促かす」）、同紙1887（明治20）年7月15日、7月16日、7月17日、7月19日。

『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月15日「仙台区肴町移転計画を賛成す該志者のために世論の助力を促かす」

「過日の紙上にも記せし如く仙台区肴町の有志諸氏は今度奮て同町移転の事を計画協議中なりとの趣なるが、若し愈々近き内に実施するを得ば我輩は此挙に向て大に賛成の意を表し、又た区民一般の為めには有志諸氏に向て深く謝する所あらんとするものなり、蓋し仙台市街の区画を按ずるに其規模の宏潤なる流石に藩祖雄円の一斑を見るに足るものとして我輩の毎度賛歎に堪へざる所なれども、去りながら最初此城郭市街を計画せし時代と今日とは既に三百年の長歳月を隔つるものなり、其当時には封建割拠の考を以てせしものなれども今日は郡県四達を旨とするものなり、其当時には城郭の為に市街を設けたるものなれども今日は市街其物の為に市街を成立せしむるものなり、昔は城郭の便利を目的とし今は単に市街の都合を以て唯一の目的とするものなり、其当時には市街の生活は城郭に依頼して維持せしものなるが故に城郭の為めとあれば市街の全体を挙て城郭の犠牲となすを拒むこと能はざりしものなれども、今日の市街は其生活を其自力に依頼するものにして市街全体の為めには遂に其一部分を犠牲となすも止むを得ざる場合なしとせざるの時節に到来したるものなり、況して昔日の世には市街衛生など言うことには絶て人の注意なかりしものが今日となりては市区の規模、家屋の構造、一に衛生を専らとして若し衛生の為

めとあれば他に多少の不便あるも之を顧みるに遑なく、衛生に叶ふものは自らも満足し他にも悦ばれ衛生に戻るものは他の為めには甚だしく危険に思はれて、遂には当局自らも不利、不人望を招くの勢となりたるは全国各地の都会市場皆な然らざるはなきに至りしこととなり、されば仙台市区の如きも其規模の偉大なるにも拘はらず、今日の目的の為め今日の便利の為め今日の衛生の為めを謀りて観察すれば市区の改良を希望す可き個所は一にして足らずと雖も元と事体の軽小ならざるものなるが故に簡單なる一朝一夕の思考を以て直に実施す可きにあらず、加ふるに仙台の市区は海湾に臨みたるにあらず大河を帯びたるにあざるを以て地勢の大体に於て一定せるものなく孰れを首となし孰れを尾となし孰れの場所を繁昌の中心として市区の結構も之に標準を取る可きや、其辺の事情に至ては甚だ漠たるものにて智者の考慮にも市勢の前途を画くこと甚だ困難ならざるを得ず、是れまで市区を改良せんとの考案は随分心中に浮びたることにもあらんと雖も如何せん其の規図の実施を見るの機会なかりしものは我輩之を他の元因に帰せず、必竟は市勢の一定せるものなくして其永遠の計に至れば何人も確乎たる見込みを立つるによしなく其繁昌は永久従来の中心の場所にある可きや或は西側に移る可きや東側に移る可きや又は南端に移る可きか北端に移るべきか、仮りに一個の想像説を作るも其の想像説は矢張り一個の想像説たるに過ぎずして到底疑惑の境界を脱すること能はざりしものなればなり。

然るに今日に至りては永遠の市勢も稍や一定の方向に向ひ各個人の心中も既に想像疑惑の境界を脱するに至りたりと云ふは、蓋し他にあらず東京と仙台間の鉄道布設は其落成も近きにある可く、従て昨年来区民諸氏の苦心せし鉄道停車場の位置も愈々確定して市民の覚悟も爰に定まりたるの一事なりとす、抑も海浜の場所は其繁昌自ら海浜の方に帰し大河を帯ぶるの地は其繁昌自ら河岸の方に移るは孰れの都会市場を見ても同一ならざるはなし、然るに今ま東京と仙台間に鉄道を布き其停車場を区内の一部分に置くに至ては是れ取りも直さず至便の一大河を通じて仙台市内に河岸海港を築造したるに異ならず、若し土地の繁昌は河岸の方に移り海港の方に移るものとすれば、亦仙台の市勢は停車場所在の方角に其繁昌を移す可きは勿論の事なりと云はざる可らず、停車場直接の場所即ち繁昌の中心、直接の場所にあらざれば繁昌の望みなしと云ふが如き論峰は我輩必ずしも用るものにあらずと雖も唯全体の市勢は自ら停車場の方角に移る可きものなりと云ふにあり、我輩は東京、仙台間の鉄道を見て独り仙台区大体の運命を一定するのみならず、又其停車場を以て市勢の中心を一定し市区の改良を謀るにも人の心中に一定の尺度標準を与ひたるものなりと云はんとするなり、今よりは市区の改良を謀るにも再び人の心中に於て無益に想像を画き疑惑に彷徨するを要せず着々実施して絶て不安心なきの時期に到達したるものなりと云はんとするなり（未完）。

『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月16日「仙台区肴町移転計画を賛成し該有志者の為めに世論の助力を促かす（承前）」

「鉄道停車場を宮城野に離さずして区内に引入れたるは元と単に区内の便利を計りたるものにて之に依て市街の変動を生ぜんとは予め期したるにあらず、然るに今日の実際を見れば一旦停車場

の確定せしより市内俄かに新街路を通するもの又は旧来の街路を更らに広めて之に修繕を加ふるもの等既に其個所も少なしとせず、即ち世人も今日に至りては市勢の一定せるを知り新街路を通ずるも旧街路に修繕を加うるも放擲す可きの場所を採用す可きの場所とは自ち判明にして従来の如く疑惑を抱くことなきの一旦を證するに足るものなる可し、故に我輩は鉄道停車場の位置確定は恰も市区改良の標準を示し其実施に無上の勢力を与へたるものとして只管其勢力に驚歎する所なり。

されば今日に於ては既に市区改良の端緒を開きたるものにて早晚市街に多少の変動を来たさざる可からざるの時期に迫り居るものなり、然るに此際に当りて我輩が先づ第一に主張せんとするものは曰く今の遊郭を今の場所より他所より移転せしめざる可からず、曰く今の肴町を今の場所より他所に移転せざる可からず、曰く今の仙台監獄を移して他所に建築せざる可からずとの此三ヶ條にして此三者を他に移転せしめ、成る可く尋常の市街に接近せしむる可からずと言うの一段に至ては人も我も共に同感なりとて必らず異論なきを信ずるものなり、蓋し遊郭の市街に接近せるは人心の風儀を害し魚市場の市街内に介立せるは一般の衛生を害し今の監獄は其位地罪囚を置くの場所にあらず、其市街に接近せるは非常の爲めにも市民の感覚風儀の爲めにも仙台一区の觀望の爲めにも弊害の尠少ならざるは少しく考あるものの常に注目する所なる可し、故に遊郭にても肴町にても又監獄にても之を他所に移転するの計画は暫時も苟直に付するなからんこと我輩の切望に堪へざる所なりと雖も監獄の如き遊郭の如きは之を移転せんとするも費用を要すること莫大なるが故に其実施も甚だ容易ならざるの事情なきにあらずと雖も独り肴町の移転計画に至ては他の二者に比すれば費用の点より見るも業体の点より見るも稍や輕易なるものと云はざる可からず、何となれば第一今の肴町に於ける肴問屋業者なるものは戸数の多からざること、第二其業体は資本を要せざるにあらずと雖も彼の遊郭に於けるが如く高家層樓を築き庭園池水を備ひ屋内、屋外一に外観の華美を専らとするの必要あるにあらず、唯だ地面の稍や高燥広濶なる場所を撰びて之に便利一偏の家屋を打建つれば直に其即日より業を営むに甚だしき不便なきを得可し、即ち遊郭、肴町、監獄の三者を並べて其移転計画は孰れより第一着に実施す可きやと云はゞ実施の難易上より我輩は最初に肴町を移転す可しと答ふるものなれども、併し其難易の議論は暫く措き先づ今の魚市場を今の肴町に置きては一般の衛生上に甚だ不都合なりと云ふの理由を一言せざる可からず、抑も魚肉は日本人の常食とする所にして一日も欠く可からざるの必需品なるのみならず、成分の一点よりすれば獸肉に次位に居るものにして其滋味の多きは穀菜の比にあらず、魚肉業の盛衰は直接に国民の体育上、氣力上にも影響を及ぼす可きものなれば我輩は啻に魚類の商売を以て卑賤の業体とせざるのみならず社会の爲には最も必要の一業体なりとして周囲の事情の許さん限りは飽まで之に保護を与え其事業の發達を希望するものなりと雖も唯だ我輩が爰に他の尋常商業と同一視せずして之を全市街の中心に置く可からず人戸稠密の場所に置く可からずと言うものは単に魚類なるものは最も腐敗し易くして亦た之を取扱ふの場所は何様に注意するも他の商売に比すれば自ら不潔を免れずして其不潔の爲めに衛生上の害を蒙ること業者自身に止まらずして遂には広く営業外の一般に向て衛生上不測の害を及ぼすことある可きを恐るゝが爲めなり、現に今の肴町に至りて見るも夏季炎暑の際に至れば魚問屋所在の場所には常に一種の臭氣を

存して平素其臭気に慣れざるものが偶ま通行することあれば為めに忽ち頭痛を覚ひ嘔気を感じざるなし、特に其位地は仙台区中にも最も人口稠密の場所に介立して四面屏塞絶て空気の流通を媒介するものなく鬱滞せる臭気と腐敗の泥汁は蛆蠅を生育せしめ加之ならず、一步を進めて横町の魚焼場を見れば街幅の狭隘なる不潔の極まれる臭気の甚しき魚市場の比にあらず、毎軒数千、若しくは数百の魚類を堆積して片端より焼くものなれば其中には將に腐敗せんとするの魚類もあるべし、或は既に腐敗しつつあるの魚類なしとも保証し難き其實際を目撃するに至ては如何なる魚肉の嗜好家と雖も再び魚類を味いんとの念は断絶することなるべし、されども平素無事の時節なれば不潔は不潔として強て傍より意に介することなしとするも若し一旦悪疫等の流行に際し此等の市街より患者を現出するか又は他より伝播して此等の市街に侵入することあれば凡そ悪疫の猖獗を助くるに今の肴町ほど適當の場所はなかる可し、一度び今の肴町に伝播の勢を逞うするも今日の場所にては之を他街と隔離するに最も困難を極むるのみならず、殆んど手を拱して其蔓延に任せざるを得ざる可きなり、今の肴町を永久今の場所に置くは区民与論の願ふ所にあらざる可し、仮設い論は黙して敢て故障を称ふることなしとするも衛生管理の為めに黙するを得ざる所なる可し、右の理由より考ふるも今の肴町は他に適當の場所を撰びて之に移転するの計を為さざる可からず、其計画者たる有志諸氏に於ては区民一般に対するの義務としても其奮発を躊躇延引に付するが如きことなきは我輩の厚き信じて疑はざる所なり（未完）。

『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月17日「仙台区肴町移転計画を賛成し該有志者の為めに世論の助力を促がす（承前）」

「区民の為めに衛生上の便利を謀れば今の肴町は是非とも他所に移転せざる可からずと雖も去りながら若し肴町人民にして其移転を計画するが為めに非常の不便を受け又は損害を蒙るに於ては他より俄に強ゆ可きものにあらず、如何に一般の為めなればとて現に肴町の人民を零落衰頽に沈没せしむること、知りながら無理に之に移転を迫るが如きは区民の徳義心に於て容易に忍びざる所なるべし、特に今の肴町なるものは藩祖以来の肴町にして種々其事歴を吟味すれば至極由来の古きものなるに今ま俄かに他所に移転を促すが如きは人情の保守心に訴えて甚だ苦痛なるものと言わざる可からず、一ト腰の古刀一具の古鎧と雖も祖先伝来の遺物とあれば之を尊重すること賽王も畜ならず、身は衣食の途に窮し、旦夕の糊口に迫るの運命にありながらも尚大切に之を保存するの精神は絶て衰うることなく其欠損を補はんが為めには困苦の中にも多少の費用を憚るを知らず、試に今の士族の家に至りて其故老に質たさば必ず家伝の重寶なるものを蔵して只管春恋たるの事実を発見することならん、即ち之を保守の人情と名けて此情は理の為めに發するにあらず、又た利の為めに起るにあらず、理、利の考を離れて単に其事物の古きを見て之に満足を感じるものなれば事物変革の際には最も有力の一分子ならざるを得ず、今ま肴町の有志諸氏が其魚市場の移転を計画するに当りても先づ第一には此人情の為めに苦痛を感じざる可からず、同場の由来は斯くにして今日までの年暦は幾百幾十年を經過し此長歲月の繁栄を維持せんが為めには藩主より何々の保護を受けて遂に目下に至りたるものなりなど、一旦其過去を追念するの情に沈

めは移転計画の如きも何となく其由来に対し其祖先に対し累代の恩顧に対、経過の年暦に対して深く面目を失するの感なきを得ざる可し、誠に人情の至当なるものにして然かも場合によつては最も貴重す可きものなれば我輩聊かも之を傷くるの精神なきのみならず、寧ろ有志諸氏の為めに其感情を分たんとするものなれども、去りながら又た顧みて爰に有志諸氏に向ては時代の変化なるものを考ひ世の風潮なるものを考ひ此変化には敵す可からず此風潮には服従せざる可からずとの判断力を使用されんことを請はんとするものなり、試みに維新以来に於ける百般の人事改革を見ても一として此保守の情を矯め時勢には敵す可からず風潮には服従せざる可からずとの判断力に依頼せしものならざるはなし、鎖国の保守心を破りて開国の天地となし封建を倒し藩制を廃し士族の常禄を止め其帯刀を禁じ陰曆を改めて陽曆となし散髪を令したる等の事実を始めとし或は人民の随意心を以てするか然らざれば政府の圧制力を以てし政治上のこと社会上のこと又は人民実業上のことと苟も時勢風潮の向ふ所とあれば絶て遠慮ある可からず、会酌ある可からず、颯々と廃しす可きは直に廃し改む可きは直に改め新の為めには旧を棄て多数の為めには少数を顧みず死滅せしめざる可からざるものは死滅せしめ生存せしめて不可なきものは生存せしめ若し時勢に敵し風潮に戻るものあれば他力によらざれば其自滅に倒れざるものなし。此風潮は昨今に至りて益々其勢力を逞うすものにして一旦此風潮の触んとするに際すれば保守の情の如きは発せんとするも、其間隙を許す可からず。区民衛生の一点より今の肴町は適當の場所にあらず、通常夏候の衛生上よりなるも病毒の種を潜伏せしめ特に不幸にして悪疫流行の時に会することももあらは先づ第一に蔓延流毒の恐れは今の肴町なるべしとは独り我輩一己の私見にあらず、一般の公衆に糺すも衛生管理の当局者に尋ぬるも我輩と同一も見なる可きは厚く有志諸君に向て保証せんとするものなり、即ち衛生を重んずるは今日の時勢にして此風潮に従て今の肴町を衛生の為に不適当なりとして之を避くるの情は区民一般の与論と云ふも敢て不可かる可し。されども今の肴町を棄て、他所に移転したれば諸氏の為めに利なる可きや不利なる可きやは我輩が吟味す可き結局の要点なれども是れ亦た我輩は諸氏の為めに不利なる可しと信ぜざるなり（未完）。

『奥羽日日新聞』1887（明治20）年7月19日「仙台区肴町移転計画を賛成し該有志者の為めに世論の助力を促がす」

「蓋し何商業に関わらず其繁昌を維持するに最も大切なるは場所柄の便否如何に在りとす、然るに今ま俄かに旧来の肴町を他所に移転せんとするも第一に困難を感じ可きは孰れの場所を撰びて可ならんか、現在の肴町なれば数百年來の場所にて世間の人も之に慣れ、特に場所柄は恰も区内の中心にあるもなれば他に之に代ふ可き適當の場所を得んとするも容易に得難かる可くよしや場所の適當なるものありても地下不廉等の為めに種々の故障を見る可しとの心配は我輩亦た移転計画者の為めに苦慮せる所なれども、去りながら一步進みて考ふれば何も苦慮心配に及ばざるを發見す可し、抑も仙台の市街は其の戸数を土地の広さに比すれば土地広きに過ぎて戸数少なきに苦むほどのものにて仮に今の人戸を二倍し三倍も亦是四倍することありとも畜に土地の狹隘なるに不都合を感じる可きのみならず、却て多々益々よろしとするものなれば今ま新に魚市場の

一廓を設置せんとするも其場所を撰ぶは誠に自由自在なる可し、且つ単に人戸稠密の一点を目的とするものならば今の肴町に越るもの少なかる可しと雖も若し便利の一点よりすれば今の肴町に比して利あつて損なきの場所は故らに我輩の喋々指名するを待たずして實際家の眼に明かなる所なる可し、然るに魚市場の目的は寧ろ場所柄の便利を旨とするものにして今後区内の停車場を中心として北より東より又た南より諸方の鉄道線路が集合するの当日に至れば交通の便利の如きも専ら之を標準に取らざる可からざるは勿論にして我輩固より魚市場を鉄道停車場の近傍に設置す可しと主張するの意なきのみならず場所の模様によれば大に反対を主張せんとするものなれども去りながら現在の肴町よりは便利な場所にして然かも尋常市街の雑踏外に独立して一廓を形作るに適當の場所は決して少なからざるを保証するものなり、且つ亦た現在の肴町は元と封建時代にありて世人の心中に絶て衛生上の思想などなかりし時代に設置せしものなるが故に其規模は万事狭隘にして魚類の取扱ひの如きは最も粗漏を極はめ特に漁獲多量の時などに際しては市場の狭隘なるが為めに其混雑も極まるものにて仮設ひ其の場所を他に移転することなしとするも従来在の儘を以て其営業を維持せんとするは今後の時勢に於て到底許さざる所なる可し、されば今の場所を他に移転するも一ト改革を挙行せざる可からず他に移転することなきも亦た一ト改革を行わざる可からず、唯だ他に移すと否とは経費の一点に於て多少の相違なる可しと雖も、我輩は肴町有志者の為めを謀りて寧ろ其経費の多き方を撰び目下には幾許の困難を感ずることにもあらんと雖も一時の困難を忍びて該業永遠の規模を定むるこそ計の得たるものなりとして飽まで移転計画の実施を希望するものなり。

右数日間に陳述せし所は専ら区民の衛生上より肴町有志者の利害上より見解を下したるものにて今の肴町を他所に移転するは区民与論の願ふ所なる可し、亦た之を移転すればとて肴町人民の為に非常の禍害を醸すの恐れもなかる可し、寧ろ其永遠の計を慮れば今日こそ正に移転計画を実施し魚市場の規模を一新するの機会なりとの趣意を述べ、以て肴町有志諸氏の区民衛生に対する義務心に訴へ亦た当局諸氏の利害上に訴へたるものなれども、亦た顧みて区民の一般に向ては肴町有志の為に鋭意熱心に其計画に対して与論の助力を請はざる可からず、何となれば肴町移転の計画たる元と私利の趣意に出でたるものにあらず該有志諸氏の精神を吟味すれば区民一般の衛生上を目的とするものなり即ち公共の利害を目的とするものなり、公共の為めには自家に多少の便利を殺ぐことあるも敢て顧みることなきの精神なりと云はざる可からず、此公共心の発して一国民の利害上に現はるゝときは之を愛国心と名付け一郷人民の利害上に現はるゝ時は之を愛郷心と名く、愛国心に向ては一国民之を謝せざる可からず愛郷心に向ては一郷人民のよろしく之を重んじて深く其当局者に謝す可きものなる可し、我輩は今の肴町移転計画は該有志諸氏が区民に対する公共心に出るものにして亦た区民は其与論の勢力を以て之を助け苟も其の実施に障害の来るものを防遏し出来得る丈けは其の実施に便利を与へざる可からずと云ふものなり、一方には飽まで区民与論の助力を促がすと雖も亦た一方には更に県治の当局者に向て事情の許さん限りは肴町人民の為に勉めて便利の方針を与へ該人民が其素志を貫くに徒らに無益の不便不幸を蒙る等のことなき様、只管切望に堪へざる所にして我輩は一刻も速かに同所移転計画の実施を見んと欲するものなり（完）。

【添付資料③】「安永六年仲間申合達書」(仙台市博物館所蔵, 三原良吉コレクション)

\*漢字はすべて現代仮名遣いに直している。

(表紙)

「安永六年

仲間申合達書留

紙数蓋紙共拾五枚」

乍恐口上書を以奉願上候、然ル処、右願之趣、序文ニ可奉申上候処、五十集問屋根元の之品々不申上候而者、右願之品不訳り之様ニ、乍恐奉存候に付、願之儀ハ末筆ニ奉申上候間、序文の御引合御吟味被成下置度奉願上候御事

一、拙者共五十集問屋渡世根元之儀、嶋濱より五十集荷揚相成候分ハ売捌仕、売代百文の四文充四分役所務仕来候処、延宝八年ニ右問屋四分役壹ケ年ニ御運上代七百貫文ニ而御受負願申出候者在之候ニ付、其節之御町奉行山崎源太左衛門様の御尋ニ付、右問屋之内ニ者伊達の御引移被為遊候御、御供同然ニ御当地江罷越、先年の五十集問屋相勤罷在候趣品々申上候得者、左候ハ、四分役取立候内の、壹ケ年ニ七百貫充上納仕候様被仰渡、難有仕合ニ奉存候、夫の凡当年迄九拾七八ケ年引続上納仕、勿論御肴藏定御人足兩人宛相出シ、長町角五郎兩所木場の流シ木運方駄賃代、荒物御蔵の繩筵運方御人足代御同所江相出候外ニ問屋方諸入料在之、日々売捌代高次第割合勘定仕候義ニ御座候、元来者拙者共仲間貳拾貳人御座候処、段々相減リ、其節者拾六人ニ罷成、已来数组被 仰付仲間一躰を以御運上代上納仕候様被仰渡候由、親共方の承伝罷在申候御事

一、肯山様

獅山様御入部被為遊候御時節者、七ケ年充右御運上代御免被成下置候御事

一、寛永三年以前者、御領内他領出五十集荷物造り仕候儀者、問屋外ニ肴町之内ニ荷宿与申銘ニ而買方商人宿仕旅籠屋同前ニ仕候而、荷造り代所務罷在候者共拾貳三人御座候処、問屋の買掛り仕候者共在之、或者肴物相紛レ候品々被成及御聞、畢竟買掛り等有之方の問屋共手前ニ而浜方之仕切金茂及難渋、依而以来右荷宿相止メ、問屋共方ニ而買方商人引受、尤現金売ニ仕候而、浜方江之仕切金無滞相渡候様、御町奉行朽木五左衛門様、畑中助惣様の被仰渡、難有当年迄貳拾八ケ年相勤、是以仲間一躰ニ被仰渡候御事

一、御膳前御肴取行仕候に付、天和年中被仰渡候ニ者、問屋名代貸シ名代、遜り名代等

不仕候様被仰渡候間、先年の神文申合仕候二者、  
 御上様の被仰渡候通、貸シ名代、遜り名代並家督無之者血筋を以吟味仕候とか、  
 亦者親類筋ニ茂無之候得者、仲間之内の縁組仕候訳  
 御膳前御肴取引者手代等ニ不相懸、自身ニ取引仕候而珍敷肴物隠ケ間舗儀  
 仕間敷訳、前々の参着候商人本宿を相止、宿替仕候ハ、相互ニ申合、本宿江相戻り候訳、  
 荷物引受候節、商人の無心仕候逆為替金貸渡シ不申候様品者、金繰り宜敷為替金  
 用立候方江者致宿替候者多く罷成候ニ付、為替金貸渡シ不申候様、浜方漁師  
 手前江網仕入金、右茂荷物引受度方の前金貸シニ罷成申候間、相扣候訳、浜方江  
 売仕切金難洪不仕候様申合之訳、手代内之者勝手を以本主人の暇を取  
 候ハ、仲間之内ニ而召仕申間敷訳、右之通数ヶ条申合、神文仕候、尤も代替り  
 二者相改申候義ニ御座候、勿論右神文所者定禪寺之内善性院ニ而神文仕候  
 処、御同所大破仕候而、御同寺之内甘露院ニ而式拾三四ヶ年神文仕候、然ル処、  
 善性院観音堂江神文書相納置候砌、御町奉行様の如何様之義を申合  
 神文仕候哉、右神文書指上候様被仰渡候ニ付、畑中助惣様御勤仕中ニ奉入  
 御覧候処、已来右之趣意を以申合、仲間一昧之筋合宜敷儀を神文仕候旨、  
 検断後見岡崎仲右衛門殿勤仕中ニ被仰渡候趣、承伝罷在〔申〕候御事  
 右之通、仲間熟談仕、相互睦敷渡世仕来候処、近来ニ至追々我欲相出、  
 神文之趣意相破レ、難敷儀ニ奉存候、前書申上候御運上代、売方仕候高下割合多少  
 を以上納仕来候処、近年者売帳面江売方仕候代高相減シ、大高之売買仕候者共  
 重々売口を相隠候ニ付、小高売方仕候者者猶更相隠シ、月々勘定之砌者売  
 帳面を見合居候故、上納日ニ指懸ケ帳冊取集候間、諸勘定も相片付不申候、  
 然ル所、当五月分御運上代割合相納候ニ、大高売方仕候者共之内、一向ニ帳面江  
 売口書出不申候者共在之、其月ニ相当り候当番之者も上納代見当  
 相附可申様無之、納日ニ指懸、何様ニ茂埒明可申様無御座候に付、再應仲間相寄セ、  
 作而茂吟味不相片付、無抛茂六月廿七日納日を七月二日納ニ被延下度段、  
 御日肴所江奉願上候、仍而前日七月朔日ニ仲間為相寄、二日納之儀吟味仕候得共、  
 帳面ニ売口無之明白不成事ニ候得者、幾度相談仕候而茂不相分、二日納之義に付、  
 御日肴所の者数度之御責付無慈悲其月当番に付、三笠屋利助屋守  
 久左衛門、鈴木屋勘三郎兩人罷出不相分品申上候の外在之間敷与吟味仕候処、手前  
 々々之不宜義を当番ニ相当り候逆、兩人斗リニ而者申上兼候間、何茂同道仕候上  
 申上度段申間候に付、拾四人罷出奉申上品儀者、前書之通、仲間売帳ニ売口  
 無之無見当ニ而者御運上代割合仕兼候間、吟味中被延下度奉願候処、御間濟  
 無之、内々之儀江者御構不被成置何御運上代延引不相成趣被仰渡候ニ付、依而  
 二日納ニ御運上代中間の内出シ代ニ仕候而上納仕、今以右之勘定相済不申候、然所、  
 当月十一日ニ仲間拾四人無残御日肴所江被召出、別紙写之通被仰渡候ニ付、

已来メリ之為仲間申合仕候、別紙之通申定仕候間、順番を以相断候仲間  
 近年ニ至不熟ニ相成、万事猥リニ罷成候得者、拙者義者仲間中ニ而之年多クニ  
 御座候得者、前後無心元相成候ニ付、前文之品々具ニ奉申上候御事  
 一、此度拙者義奉願上候御儀者、五十集問屋仲間江拙者存慮之品々一ツ書を以  
 熟談吟味茂致呉候様申出候処、右仕法之了簡不相片付、是迄之通致シ  
 罷在候ハ、以来  
 御上様御用者疎ニ罷成、其上御不益成儀共、尚更相出候得者、問屋拾四軒  
 一躰之御答メニ御座候得者、如何様成御仕置可被 仰付候儀茂、乍憚難計奉存候、  
 左様御座候而者、拙者儀杯者心中ニ茂無之品一躰之落土ニ罷成候儀、難ケ敷  
 無抛奉存候故、仍仲間中家内人数多少ニ不寄相統致居候ハ、不法成儀  
 相互ニ制シ申、永く御用相勤、從而渡世相統ニ茂相成可申方与熟談之所申出候  
 内ニ、最早不都合成義相出、拙者義手入不仕候ハ、右品義相隠シ、無其儀罷在  
 候得者、御上様之御不益不メリニ罷成候間、不得止事拙者義存慮之趣、  
 仲間江申出候所、左ニ写奉申上候条、願之通問屋仲間仕法御吟味被成下度奉願上候

問屋仲間江申出候一卷写

口上書を以御相談仕候事

一、御運上代割合上納之儀不相片付、御互ニ近年水帳不埒之方ハ見当茂無之、追々  
 上納茂何を見詰与申儀、御仲間衆中有御座間敷様ニ奉存候、扱又近年者  
 御仲間売捌至而不同相出、此末私躰之者者銘目斗リニ而荷物引受可申様  
 無之、荷物余慶御引受之旁迫も過分之諸懸リ有之様承知仕罷在候、前々ハ  
 売方高下者御座候得共、三四ヶ年此方、拾四軒之内三四軒江荷揚片寄り、残り  
 御仲間荷不足ニ相成、相統方茂渴々相統キ居候得共、当年ニ至彝与売捌不足  
 に付、差当り家内相統ニ不罷成様ニ相成候、且亦当分荷物余慶御引受之衆茂  
 世替り等ニ而荷不足ニ被相成候儀茂可有之候、左候得者、面向キ斗リ御仲間ニ而  
 内々者不熟根元之品与奉存候、度々類焼ニ茂出会候得共、荷揚之見当を以  
 借金等仕候而問ニ合候処、右見当ニ致置候荷物茂近年者名前を書替、或ハ合師  
 荷物之由杯荷主衆被申聞、脇方江附入候得者見当之分相違ニ相成、自ラ無抛休ミ  
 問屋ニ相成候ハ外無之、勿論三四軒江相集リ申候方ハ嶋浜ハ之荷揚茂手近ニ  
 相成候義与奉存候、御仲間中江相応ニ荷揚在之候ハ、不自由無之方より嶋  
 浜ハ之荷揚茂相進ミ、沢山駄送入込候得者、一二者  
 御上様御益、從而御銘々子孫相統相成可申義与奉存候、仍而品々口上書を以  
 御相談仕候処、乍無調法御仲間中御聞入行違候得者、我欲之様ニ思召候儀茂  
 難計奉存候、折入御工夫御吟味被下候ハ、末世迄御仲間中御互御為相考、左ニ

申達候

一、当時御仲間拾四軒

内

一、生肴捌問屋 六軒

一、塩干肴捌問屋 五軒

取合拾壹軒・毎朝之四分代拾四軒

但シ御家内人数高下可有之、手代内之者江者不相構面々御親子御兄弟御仲間中ニ何人と調、日々之四分代人数割ニ成り共売仕切金歩合之儀者御仲間江参来荷物者誰荷主与申名元相改、其身々々参付ヶ候問屋江壹人前切半代相渡シ、残り半代者御仲間始末を以泊代ニ被成候か、代高何程宛与調鬪ニ而被相廻候ハ、御銘々他借返済も相成可申与奉存候

一、御領内出他領出荷物始末問屋 三軒

右者毎日入方の繩葦造り賃指引拾四軒面割

但シ四分同前ニ御仲間人数割ニ相成候共

御領内他領共商人衆是迄之通参来候所ニ而宿仕候中

入方代ハ宿荷主斗リ留置、一人前切参来候問屋江入方代半分、残り半分ハ配分

一、御運上代並御仲間諸懸リ

但シ百文の一文充除ヶ代過不足次第割合相出可申事

一、御仲間中商人御判紙代拾四軒手前中判下判何枚並御日市代店役

高下在之候間、十四ツ割ニ而相出可申事

一、生塩干肴売捌御仲十分一、荷物茂御吟味次第一ヶ年充順番ニ被相廻候共、

又者二ヶ年充共、何れ御吟味次第ニ奉存候事

右申達候通ニ御座候間、宜敷御相談可被下候、手代之内之者茂是迄ハ生塩干肴荷造り等入込候間、人数茂被召抱候得共一方付候得者、手代被相減候而も問ニ合、諸雑用も相減シ売捌手繰能罷成、左候得者、荷揚仕候者茂相進ミ可申与奉存候、前々ハ御申合之上神文等仕候義茂、相互ニ荷主何ヶ気服無之宿替仕候共申取持相返シ候筈ニ有之、御仲間中御銘々相応ニ荷物引受捌方仕候処、近年者商人衆勝手を以宿替致候事茂無構相成、却而嶋浜江手寄を求め、手前々々江荷物引受候手段勿論商人中江茂土産物等持参候而、見舞等被致候旁有之様承申候、右ニ准シ、塩釜問屋中江茂相応之礼物被相送候由、畢竟御仲間相互之渡世を奪申様ニ相成候筋ニ御座候得者、是の猶以不熟も相出差当リ、当分私斗リニも無之・御不相続ニ被相成候衆可有之与奉存候、御熱談之御吟味被下候ハ、御銘々渡世相続尤内々之不益も相出不申、末世共ニ御互相談成リ安キ方ニ奉存候間、御相談御頼申候、私壹人斗リ

之勝手之品ニ者在之間敷候、銘々捌方等茂手広く相成、荷揚も沢山相倍シ、然上ハ御領内出他領荷物茂余慶ニ相出候ハ、御上様之御益、殊ニ仲間中御用等相勤候ニも万事宜敷奉存候、此段毛頭私欲心を以、如斯御相談御頼申義ニも無御座候間、折入御吟味被下度、如此御座候、以上

右仕法之通被成下置候ハ、末々拙者躰之不如意成者、仲間江相出候而茂、家内渴命も不仕筋ニ奉存候、ケ様仲間江申出候儀、前書申上候通、永く御用無滞首尾能相勤居候得者、相互不痛様ニと奉存、相談ニ及候得共、面々勝手不勝手在之方ハ不得心之者茂在之様ニ奉存候、然所、仲間中吟味之由ニ而、左候ハ、被及迷惑ニ候間、仲間ハ拾五貫文合力可致由申聞候、拙者心中ニ縦千貫文之合力可致由ニ候共、合力助力を申請、家内相続可申込、熟談之品々申出候儀、神以無御座候根元仲間中熟談仕、堅く神文等迄致、睦敷御用相勤渡世相続仕候処、前文〔奉〕申上候通、神文等さへ相破り、面々勝手成義相工ミ候義、畢竟欲心ハ発り候事ニ御座候得ハ、此末如何様ニ堅く相守可申見当一向無御座候得者、如何様之義出来可申義も難斗奉存候、右五十集渡世之儀者余之渡世与違ひ、数々抜ケ潜り多キ事ニ御座候得者、拙者存慮之通、仲間一躰ニ行届キ候ハ、如何程之手段致候共不罷成儀ニ御座候得者、自ラメリ申義ニ奉存候、仲間一躰与ハ乍申、面々家内人数多少之面ラ割ニ御座候得者、家内相続不罷成与申義無御座候、右之外何程別段之始未致候而も、相メリ可申見当無之候条、御慈悲を以御吟味被成下置、願之通被 仰付被下置度奉願上候、無其義差置候而者、弥増脇方之商人共江内々手を廻し、音信物を遣ひ、右商人塩釜宿迄も品々進物を遣ひ、其上折々振舞等致候而、荷揚沢山附入候様ニ仕候、此義も先年仲間申定者、商人共方江一礼等ニ罷越候節者年頭物如何様成物何程宛与申合置候処、只今者さま々過分之物を遣ひ引取申事を専一二仕候得者、手組次第与申仕方、是亦申合茂相破り、後日ニ商人共被引取候者江眼前相しれ候儀さへ不弁事ニ御座候得者、根元申合置候通、拙者或杯相守居候得者、先年ハ嶋浜ハ参候商人共纒カ在之候を被引取宛、最早仲間ニ連リ居候義も成兼申仕合、拙者一人ニ不限事ニ候得共、当分拙者斗リ之迷惑を以願奉申上候様、恐入遠慮至極ニ奉存候得共、此義〔残り〕拾三人之者共一人毎ニ御尋被成下置候ハ、迷惑成者共ハ其品可奉申上候、右之輩在之候上者拙者申上候通、連々問屋渡世相仕廻候得者、問屋人数不足ニ相成候程、手前々々自由勝手成義仕候事ニ奉存候、左候得者、御膳前御肴物ハ不及申、万事御用支相出候様ニ奉存候、人数不足ニ御座候得者、密物密売諸他領出之荷物密抜ケ並嶋浜ハ参候塩物等御塩御判紙無之無判物等迄猶更手段致能相成、甚御上様御不益御用支、其上御メリニ者一向不罷成様ニ可相成与奉存候方ハ申出候事ニ御座候、前書之通、拙者同様成ル者茂仲間之内ニ可有之候得共、内分ニ而者

互ニ見合居、或者当りさわり前後を相考、吟味相決シ不申者も可有御座様ニ奉存候、譬拙者義渡世相仕廻候共、百ヶ年余引続御用方茂相勤、御国恩も奉受候得者、何分

御上様御メリ等乍憚相考、其外何茂永く相続ニ相成申方与奉存、仲間江申出候処却而行当り候吟味ニ付、右之趣相記指上奉願上候、尤御日肴所<sup>〆</sup>先頃被仰渡候御書付之写、右に付仲間中已来メリ之為申定書之写共、式通相添奉申上候間、御引合乍恐御慈悲を以御吟味被成下置度、不顧憚如此奉願上候、以上

安永六年八月

本間屋五郎助屋守五十集問屋  
市郎兵衛 判

七月十一日問屋拾四軒御日肴所江被召出被仰渡候  
御書付之写

覚

面々店々ニ而取扱候水帳江、月々当番継目判致候事ニ相聞得候処、当月<sup>〆</sup>右帳冊江下横目と与目判致候間、口張り致当番を以可指出候、毎月晦日々々ニ者翌月分帳冊仕立取揃、当番を以て可指出候、尤翌月始ニ者此方ニ而諸色江引合候間、日々嶋浜<sup>〆</sup>生肴等持参之者ハ其所<sup>〆</sup>送り書付持参申筈ニ候間、右書付日々役所江可指出候、運送書付之分者右帳冊を以引合候間、翌月水帳指出候節、一同可指出候、勿論只今迄之通、当番継目判可致候、万一送り書付持参不申者も有之候ハ、何参着与之訊、宿<sup>〆</sup>書付を以可指出候、此已後無落送り持参致候様、浜々商人共江可申談候事

七月

仲間申合写

- 一、七月十一日<sup>〆</sup>生塩干肴、参着次第仲間順番江相断荷物見届、相受可申事
- 一、荷物附入之節、順番外ニ仲間之内ニ而無心元荷物者順番外之者に而茂相改候事
- 一、鮮肴之内うけとり物かつぎ之分者何駄何かつきと改、相受可申事
- 一、荷物附入候節改無之内者、分ヶ荷者不及申、蔵入指支候事  
但、改不相済内ハ引肴成直もの等、堅相渡シ申間敷事